

三井店出入りの二軒の飛脚問屋について

——三井文庫収蔵史料による概観——

嶋田早苗

はじめに

- 一 岡本越後屋孫兵衛家の創設と相続（初代から四代まで）
 - 二 越後屋孫兵衛家と奈良物屋三右衛門家（五代から一〇代まで）
 - 三 天保期以降の二軒越後屋と奈良物屋家（一一代以降）
- おわりに

はじめに

飛脚という語を文字通りとれば、書状等を早く届ける者、早く走る者＝脚夫の意である。しかし、江戸時代に限って言えば、文書のなかに見える「飛脚」は、あるときは脚夫や宰領（荷物の運送に際して指揮・監督する者）を、あるときは飛脚問屋を指し、また駄馬を使用しているの荷物輸送も含めた逓送輸送の行為そのものを指す場合もある。宰領のルビ

をヒキヤクと付した資料もある。飛脚は、単に信書を送るだけではなく、むしろ運輸に重点を置いた近世商業活動を支えた行為ととらえて良いのではなからうか。さらに言えば、近世の飛脚は、通信と運輸とを担うことにより社会経済の基礎を支えた存在といえよう。

近世の商品輸送は、大量の場合や安価な商品は、川や湖・海を通る水上輸送に、高級品や信書・金銀貨等は、陸上輸送に委ねられた。その陸送を担ったのが飛脚である。勿論飛脚単独で業務を遂行するのではなく、近世に発達した宿駅制度を利用して初めて運営されたといえよう。

江戸時代の飛脚には、幕府公用の継飛脚、国元と江戸藩邸等との連絡の必要からできた大名飛脚（七里飛脚等も含まれる）、民間の営業に関わる町飛脚に大別される。町飛脚には大坂の江戸三度飛脚問屋、京都の江戸順番定飛脚問屋、江戸の京大坂定飛脚問屋があり、それぞれ仲間を組み、三者相互に相仕（提携者）となつて営業を円滑に進めた。今回取り上げるのはこの町飛脚中の京都の順番飛脚問屋の一員越後屋孫兵衛家と奈良物屋三右衛門家である。

飛脚問屋の大きな顧客として大都市呉服問屋がある。呉服業を主事業とした三井家を例にとれば、延宝元年に江戸に呉服類の販売店、京都に仕入店と各家屋敷が、すぐ後に大坂に販売店が設立され、さらに出身地の松坂には店と屋敷があり、その間の情報伝達・指令・提出書類、生糸・呉服類等の荷物の運送が行われた。これらは陸送の飛脚に頼らねばならなかった。さらに三都には両替店が設置され、金銀貨の輸送も行う必要があつた。それらを如何に安価で安全かつ迅速に運べるかは、三井にとつて営業上の課題であつたと思われる。

従来、飛脚と呉服屋の関係は、飛脚問屋の創設に呉服問屋が介在した例があり、それが三井越後屋呉服店と白木屋呉服店だとする説がある。両店それぞれの手代が荷物輸送部門を担当し、やがて手代別家の飛脚問屋に発展したという。

林玲子は、「島屋佐右衛門家声録」の記録「あふみや五兵衛、其比ハ白木屋のおとこ成しか、此飛脚をつとめ、越後

や手代孫兵衛と中間となり、上州と江戸・京都の通路を受あひ⁽¹⁾をベースに、次のように記している。「呉服問屋は、その扱う商品の輸送が陸上であることが多かったため、飛脚問屋と緊密な関係を結ぶ。たとえば近江屋五兵衛という飛脚屋の始まりは、呉服問屋白木屋の男衆であった太郎助が、上州より江戸への荷物を運ぶ飛脚となり、さらに呉服問屋越後屋の手代孫兵衛と仲間関係を結び、上州から江戸・京都への輸送を請負うことになった⁽²⁾」とし、越後屋孫兵衛は、三井の手代であったとしている。同じく藤村潤一郎は「ここにも見える近江屋五兵衛は前記越後屋手代孫兵衛、すなわち京都順番飛脚問屋越後屋孫兵衛と仲間になった近江同郷の白木屋太郎助であるから、順番飛脚問屋近江屋と白木屋の關係は越後屋孫兵衛と三井との關係に似たようなものだろう⁽³⁾」としている。これらとともに、呉服問屋の手代らが飛脚屋になったとしているものである。

ここで留意すべきことは、第一に呉服問屋は特定の二軒の飛脚問屋と取引していたわけではなく、飛脚問屋の側でも多数の顧客を抱えていたという点である。たとえば、三都三井店に出入りしていた飛脚問屋は、左の通りである⁽⁴⁾。

江戸では、天明年間までの出入り定飛脚問屋は、十七屋孫兵衛・島屋佐右衛門・山城屋宗左衛門・大坂屋庄兵衛・茂兵衛らであった。天明七年（一七八七）十七屋が闕所になり、その跡を和泉屋甚兵衛・京屋弥兵衛が代わる。天保一四年（一八四三）頃大坂屋も休株となり、その後の出入りは、京屋・島屋・和泉屋・弘化年間新加入した江戸屋仁三郎である。この出入りは幕末まで継続した。

大坂の三井店出入りは、三度飛脚問屋津国屋十右衛門、天満屋与兵衛・六兵衛があり、江戸屋平右衛門も元文期から幕末期までの出入り問屋で、御用銀輸送等に関わった。また、「大坂上下飛脚」を勤めた大坂万屋武兵衛・長兵衛、京都万屋長松らのほかに万屋駒藏の名もあり、幕末期には西国筋米飛脚問屋の堺屋紀十郎も大坂両替店と出入りがあった。京都三井本店出入りについては、順番飛脚問屋越後屋孫兵衛が主体であり、奈良物屋三右衛門と湊屋庄兵衛も享保以

前から出入りがあり、上州から京都へは近江屋五兵衛が請負い、他に宝永年間のみ出入りした三文字屋弥兵衛がある。大黒屋庄次郎も一時出入りがあった。三井両替店は、はじめ越後屋孫兵衛と越後屋七郎右衛門が出入りし、御用金銀江戸下し荷物が嵩む時は、順番飛脚仲間が請負った。このように、三都の三井店ともに多くの飛脚問屋が出入りした。

第二には、右に指摘されている呉服問屋と飛脚問屋との緊密な関係が取り結ばれていったという点である。この場合緊密な関係というものの具体的な内容が確認されている訳ではない。右の根拠は、江戸の定飛脚問屋島屋の回顧録によっている段階である。本稿はこの点に関連して、越後屋孫兵衛家とさらには奈良物屋三右衛門家が、大店三井家（呉服・両替店）とどのように関わったか、孫兵衛家代々の系譜等を年代順に辿ることによって、具体的な様相を明らかにしたい。

なお、三井文庫には江戸中期から明治初期にかけての飛脚関係史料が多く収蔵されている。その内容は、①三都の三井店に残された史料類^⑤―出入りの飛脚問屋から三井店に提出された諸証文・願書類・相続・詫び状・礼状・会計帳簿等、店側から飛脚屋に出した文書控や御用関係史料 ②各三井家特に南三井家十代当主高陽（切手の収集家として夙に有名）が収集した飛脚関係史料―飛脚請取状・飛脚屋封筒・駄賃表等 ③三井文庫で独自に収集した参考資料―京都や大坂の飛脚仲間関係資料等である。②と③は主に収集資料で、購入したものが多い。この三つの史料群は、相互の関連がないため、同一種類の史料が何箇所にも分かれて収蔵されている例がある。文化三年刊江戸の定飛脚問屋仲間が作成した飛脚規定と値段表である「仕法帳」は、①史料類に二冊、②高陽文庫に一冊、③参考図書に写本一冊と四箇所収められている（口絵参照）。

本稿では、主に右の史料①を利用して、順番飛脚問屋越後屋孫兵衛家代々と一部奈良物屋三右衛門家の由緒と家業相続の様相を、年代を追って明らかにしていきたい。

なお、飛脚仲間等名称について一言しておく。「江戸順番定飛脚仲間」「東京第一定飛脚会社」は京都の、「京・江戸三度定飛脚仲間」「京飛脚仲間名取帳」は大坂の飛脚を示し、江戸・東京や京は宛先を示す語である。混乱のもととなる紛らわしい表現であるため、付記する。

- (1) 『近世交通史料集 七 飛脚関係史料』（吉川弘文館 昭和四九）一三頁
- (2) 『日本の近世 5』商人の活動（中央公論社 一九九二）九八頁
- (3) 『天明二年「三春行楽記」前後』（四）（創価大学人文論集 第一号）四二頁
- (4) 典拠史料のうちから主なものを記す。本一一〇九、別一七四五、別一九〇二、別二二六〇、続四八六、続二七四一等
なお、以下史料番号（本・別・続・追等）を付した史料類は、すべて三井文庫所蔵史料である。
- (5) 三井文庫の飛脚関係史料を大別すると、両替（三井組）系と本店呉服系に分かれ、さらに御用と商用に分けられる。両替は特に金銀貨輸送の御用関係が大半を占め、京・大坂―江戸間の上下輸送宿継の刻付帳など幕末維新时期に数多い。御用荷物絵符、御伝馬免状等も多く残存している。呉服関係の御用は、神宝方・禁裏関係が少々あり、圧倒的に商用史料が多い。三井店側の京本店荷物方の聴書帳面、会所作成「永書」の外、出入り飛脚問屋や宰領からの諸証文・諸願書類、料金表等数多い。
- (6) 三井高陽コレクションの一部をなす飛脚資料は、各街道を通過された実物の飛脚状（封筒）が、南三井家家伝の越後屋の状も含め約九〇通、飛脚屋が書状や金子を請負ったときに出す請状が約五〇通。これらは切手コレクションに分類されていて未公開である。外に江戸中期以後の飛脚料金表・飛脚問屋名簿・飛脚休日定・料金値上げ口上書などの刷物が約九〇通ある。このうち七〇通が、藤村潤一郎「翻刻飛脚関係摺物史料」（三）・（四）に翻刻され収載されている。『駅通志稿』等飛脚関係参考図書も収集されている。これらは高陽文庫として公開されている。
- (7) 旧三井文庫が収集した大坂の「京飛脚仲間定帳」など数点のほか、江戸の「仲間定法帳」等と京都のものが若干加わり、

仲間関係写本が多い。この中から選んだ刷物数件が、右『翻刻飛脚関係摺物史料』(一)に翻刻収載されている。

一 岡本越後屋孫兵衛家の創設と相続(初代から四代まで)

初代岡本越後屋孫兵衛(正徳四年、一七一四)

京都の飛脚問屋の一つ初代越後屋孫兵衛は、東江州岡本村(滋賀県蒲生郡蒲生町岡本)の生まれである。これ以後度々引用することになる岡本家九代作成の口上書(由緒書)を掲げておく。

乍恐口上書⁽¹⁾

- 一 御本店御先祖松樹院様方御取立ニ奉預り候孫兵衛義ハ、東江州岡本村出生之者ニ而、御本店江戸表始而江戸出店出来之砌、江戸御下し荷物請負方仕度旨御願奉申上候而御免ヲ蒙り、御蔭ヲ以永々続仕候へ共、正徳四年午七月廿九日死去仕候事、是則私方之先祖ニ而、諸国御廻り之節、日々御相談相手ニ御供仕相廻り候由、申伝へ候
- 一 二代目右先祖実子ニ而相続仕候事、尤寛延二巳年九月相果、其実子幸治郎と申、孫兵衛と改名
- 一 三代目孫兵衛儀は、二代目浄覚実子ニ而跡式相続仕候へ共、元来武士望之生付ニ而、実父心ニ随ひ不申、後ニは江戸表へ罷下り、二代目兄弟岡本嘉七伯父ニ付、其仁相頼、於江戸旗本株式相求メ可申所、其内江戸ニ而死去仕候由
- 一 四代目孫兵衛儀は、江戸向御店御支配相勤被申居候水谷与兵衛と申仁、則大元メ岡本嘉七方見立、御本店へ相願、京都へ相続ニ被參候事、岡本四代目之相続仕候所、実子式人女子式人出生
- 一 五代目は右式人之男子、兄之方相続、弟之方三右衛門持居申候へ共、右兄之方少々癩症ニ而、御屋敷方勤ヲきらい、弟三右衛門と入替り、自分三右衛門ニ相成申候事

一 六代目（五代目弟三右衛門事）孫兵衛儀は、右三右衛門改名仕候而、其後相統仕候儀ニ御座候へ共、江戸十七屋一件後、又々京大火ニ而、其後追々難渋ニ相成、是又不斗家出仕、大坂ニ而相果候事

一 七代目孫兵衛儀は（三右衛門悴幼少方越孫ニ相勤候）、忠兵衛子息ニ而三右衛門名前持ニ御座候所、六代目孫兵衛家出候後、寛政年中方跡式もらい十三ヶ年之間相統仕候へ共、追々借財相重り相統相成がたく、九ヶ年以前寅九月方退身仕候儀ニ御座候、尤判懸り多分有之ニ付、右様ニ而家名之障りニ相成候ニ付、孫兵衛と申永々名前乍持、判掛り引請、退身仕候

一 八代目孫右衛門儀は、其頃三右衛門名前にて御座候へ共、孫右衛門と改名仕、寅九月より未年春迄相統仕候得共、長々相煩未ノ三月病死仕候事

一 九代目孫右衛門、元藤兵衛と申、若年方出勤仕候所、孫兵衛方譲り之大借夥敷御座候所、段々借財方相對仕、無利足ニ相成候ニ付、御本店様御仁恵ヲ以追々取続も仕候ハ、御本店様御重恩又ハ先祖方代々江忠儀ニも可相成哉と如何計難有仕合ニ奉存候、先祖方九代目迄之訳合奉申上候、已上

文政九年戌七月

岡本九代目

御本店御支配人中様

越後屋孫右衛門 印

（一）は欄外追記文）

右の史料によれば、初代孫兵衛は、松樹院こと三井高利に取り立てられ、延宝元年（一六七三）に三井が江戸に呉服店を開店した折、江戸下し荷物請負方を願ひ出て許可された。また三井高利が諸国を廻るとき相談相手としてお供をして一緒に廻ったとしている。それを裏付けるものに、「商売記」²⁾の記録がある。高利五男宗秀は、若年より素行悪く、借銀も多く、当時養家先松屋五郎右衛門の家督も失ない、養父・実父（高利）から共に勘当され、乞食さながらの状態

の時「松や長左衛門、飛脚孫兵衛兩人少ツ、身つき飢を養居申候」とあり、高利との密接な繋がりがあったからこそ、宗秀を助ける行為にもてたものであろう。

宝永三年（一七〇六）には、京都新町通二条上ル町東側に、桔梗屋五郎兵衛より銀四貫三〇〇目にて、続いて同所に越前屋市十郎より銀二貫二〇〇目にて、店舗兼用の家屋敷を購入³している。この時期の飛脚商売は順調に推移していたことをうかがわせる。

ところで、京本店の作成した「此度店々江申渡覚」の中の上州店の部に、「登せ絹・わた向後木曾路、又飛脚之儀孫兵衛ニ申付、京都戻り飛脚ニ相応之賃銀ヲ究、上州江呼寄さし登せ候仕方徳用⁴」という一項がある。これは宝永年間（一七〇四〜一〇）のことであるが、江戸の定飛脚問屋「島屋佐右衛門家声録」には、享保二〇年（一七三五）の藤岡依田取引の項に「あふみや五兵衛、其比ハ白木屋のおとこ成しか、此飛脚をつとめ、越後や手代孫兵衛と中間となり、上州方江戸・京都の通路を受あひ⁵」とある。いずれも上州に関するもので、すでに上州絹の運送に孫兵衛が携わっていたことを示している。また「はじめに」でも問題にした、飛脚問屋の創設に呉服問屋が関わったことの典拠となった箇所でもある。「家声録」では、近江屋五兵衛が白木屋の男、孫兵衛が三井越後屋の手代としている。

ここで、三井家別家制度に触れ、越後屋孫兵衛家が三井家の手代別家であったかを検証してみたい。

三井の別家となる要件は、一、三井店において長年の年季を勤め上げること 一、その間に溜めた元手銀（退職金）を受け取ること 一、家名（屋号）越後屋の名乗りを許されること（越後屋以外の屋号でも可） 一、暖簾印（丸の内井桁三 井桁三 丸に越）を許可されること 一、組頭以下は相互扶助組織「相統講」に加入して、本家との絆を強くもつこと等⁶であろう。なお相統講の成立は享保九年（一七二四）であるが、正徳初年頃には京本店元々中西宗助らによつて構想⁷されていた。越後屋の屋号と暖簾印は、自分商売をしていく上で大きな後援を得たことを示し、自立に際しての

財産でもある。

越後屋孫兵衛家は、右の要件を満たしているであろうか。まず初代孫兵衛が三井に奉公していた直接の記録はない。これは三井高利時代の史料は極端に少なく、かつ奉公人制度も確立していなかったことによる。しかし二代孫兵衛が記した元文六年（一七四一）一月の礼証文には、「私親共儀は、元来御元祖様御召被下候而、宿入仕候節も何角質朴二相暮⁸」とあり、これを三井高利の手代であった孫兵衛が、宿入りしたと解釈できるかもしれない。つぎに、屋号と暖簾について。屋号を越後屋とした経緯は不明ながら、初代から名乗っていたと推測される。同じ京都の順番飛脚仲間⁹に三井両替店と出入りのある越後屋七郎右衛門があり、残存史料からみた限りでは、三井との関係は不明である。暖簾印については、六代孫兵衛が銀子借用願のなかで「元祖浄心元禄年中奉頂戴候御布簾、不相変幾久敷相続仕度⁹」いとし、その後も屋号と暖簾の継続使用を再願している。とくに七代孫兵衛時代に、元祖孫兵衛百回忌にさいして、四代まで許可された暖簾を、この期に再び掛けることを願い出ている。

暖簾印の形は、慶応三年刊と思われる「賃銭定并出日書¹⁰」に、「丸に井桁三」の印が表示されていることから、初代の与えられた暖簾印も、丸に井桁三であったと思われる。

このほかの関係として、詳しくはこの後述べるが、初代の息子の一人嘉七が、江戸本店に勤め、元々まで登りつめた。養子の四代孫兵衛は、江戸向店の退職者であった。文化一三年没七代孫兵衛の従弟孫十郎が、三井両替店に勤務していた事実がある。本人以外にも岡本家と三井家との関係は深い。

後のことになるが、四代孫兵衛の長男誕生の際、三井店からだけでなく、「別宅組合中」からも肴代金子百疋と酒一樽¹²が届いている。別宅仲間との認識があったものであろう。また二代目孫兵衛時代の享保二〇年（一七三五）九月一八日、小石川家初代高春（宗信）の葬礼に際して、宿坊台所世話人役を他の手代別家と共に分担¹³して勤めた。

以上のことから、別家であった可能性は十分あると認めたい。後々の本店から越後屋孫兵衛店への干渉は、資金面や店経営面だけでなく、人的派遣も含めて、手代別家に対する扱いと考えれば納得がいく。

初代の時期に創設された、江戸の飛脚問屋十七屋孫兵衛店は、初代孫兵衛とも、江戸本店ともに関係があるので、ここで触れておく。

元禄一一年二月飛脚屋口銭が端緒となり、四月京都東御役所に飛脚屋四七人が呼ばれ、妄りになっている差立を順番に仕出すことを告げられ、七月身元確かな一六人が、順番飛脚問屋として認められた。その名前を記す。

伏見屋九兵衛	奈良物屋三右衛門	越後屋七郎右衛門	伊豆蔵又左衛門
大黒屋庄次郎	井筒屋八郎兵衛	丸屋六兵衛	近江屋五兵衛
江戸屋吉兵衛	十一屋吉兵衛	江戸屋清右衛門	升屋喜三郎
奈良物屋九左衛門	奈良物屋久左衛門	井筒屋茂右衛門	桂屋又兵衛

その後出入りがあり、若松屋甚兵衛・笹屋七郎兵衛が加入し、同一四年に越後屋孫兵衛が加わった。一九人のうち井筒屋八郎兵衛と伏見屋九兵衛が抜けて、残った一七人で、翌一五年江戸に「京荷物配会所」を創設する。「十七や店三井旦那縁御座候而越後屋孫兵衛頼、店借り申候、則孫兵衛名ニ而相済申候」とあり、「三井旦那縁」のある越後屋孫兵衛が江戸本店に依頼し、室町二丁目に居を定め、越後屋孫兵衛に因み十七屋孫兵衛と名付けた。店印は「京飛脚屋／拾七軒請合／仲間中」である。「請取／拾七軒」という印判もある。十七屋店は、最初費用が嵩み退会する者もあり、時期により一〇人・七人・三人など加入者数は年代が下るにつれて減っていく。

十七屋は、組合持のため、江戸の店は手代任せであったが、京都からは仲間中から繰り合わせて飛脚問屋の手代が順に詰めていた。なかでも近江屋五兵衛店とは特別の関係¹⁵⁾にあったようである。

初代孫兵衛は正徳四年（一七一四）七月二十九日に没し、浄心の法名がある。

二代孫兵衛（正徳四年～寛延二年、一七一四～一七四九）

二代目孫兵衛は初代浄心の実子である。初代が没した後、飛脚問屋越後屋を引き継ぎ、孫兵衛を名乗る。享保八年（一七二三）には、相続した新町通り二条上ル町に、店舗一軒土蔵一カ所⁽¹⁶⁾を買いつけている。得意先は三井店を筆頭に多く、家業は順調に見えるが、享保二年四月に、京本店支配人宛に元手金（事業資金）の前借りを願ひ出ている。これまでは大文字屋四郎右衛門という者の仕送りに頼ってきたが、大文字屋に「指つかへ」ができたため、半季に必要な三〇貫目程の前借りを願ひでたものである。当時顧客からの駄賃銀支払いは「半季ツ、掛置」く状態で、実際の飛脚駄賃の回収は、半季にまとめて益暮（七・一二月）二回となる。幸領への駄賃諸費用はその都度現金払いなので、資金に余裕がなければ借金するより外なかった。三井本店では回収可能の見込みを付け、期限付きで、元手金を半季毎に「仕送致遣ス」ことにした。「請合手形」⁽¹⁸⁾の請負人は親戚の柳馬場三条下ル町加賀屋作兵衛で、返済の滞った際には、孫兵衛家屋敷売払ってでも返済するとしている。この加賀屋は、多分江戸三度飛脚宿加賀屋の関係者と思われる。

これまでは、主に三井本店（呉服店）との出入り関係であったが、三井京両替店とも出入りがあった。元文改鑄（改鋳）の始まった元文元年には、同じ順番飛脚仲間の越後屋七郎右衛門と共に「御用御引替金」江戸下しを請負い、引替所に宛て「一札」⁽¹⁹⁾を提出している。相仕（相方）は江戸の十七屋である。同時に提出した「請負証文之事」⁽²⁰⁾には、右二名の請負人の外に、「加判」丸屋六兵衛、奈良物屋三右衛門、若松屋甚兵衛、笹屋七郎兵衛、近江屋五兵衛ら順番飛脚仲間が連判している。宛先は「御引替所／御為替十人組衆中様／同三井組衆中様」である。京都引替所（三条烏丸東へ入町）より御用金銀を両人が受け取り、江戸引替所（日本橋三丁目）へ大切に届ける。万一道中遅滞したり紛失するよ

うなことがあった場合は、「組中」で弁償し、店に損を掛けるようなことはない、組中で請負っている。一〇月十七日より翌年にかけて、元文以前の古金貨三〇三〇両余を一六回江戸へ運搬⁽²¹⁾している。

これより先の六月には、江戸から大坂御金蔵へ文字銀一四〇〇貫目が、三度にわたって登せられている。山城屋宗左衛門・十七屋孫兵衛・島屋佐右衛門が各三回、大坂屋庄兵衛が一回請負っており、八日から九日間の日数⁽²²⁾がかかっている。

越後屋孫兵衛にもどるが、元文二年（一七三七）七月から一月にかけて、「文古金」五千両〜一万両を二回にわたって、江戸より京都へ運搬している。その貨銀三貫七二四匁を閏一月二日に、越後屋七郎右衛門と越後屋孫兵衛名前で請取り、引替所宛てに請取覚を提出している。その逆の江戸下り金輸送も二件あり、合計古金三万二二八七両余、古銀二八匁余を運んだ貨銀一貫八〇八匁を同日兩名で請取っている。元文三年にも上下古金銀の運送は行われた。

こうした信用に基づき引替御用を引請ける一方で、元文三年一〇月には、錢相場の高値により内損が増え、駄賃銀の増額願⁽²⁴⁾を京本店に提出している。享保六年〜元文三年の道中駄賃割合書出覚⁽²⁵⁾を資料として添えている。翌元文四年には、銀二五貫目の仕送りを聞き届けられた札一札⁽²⁶⁾が京本店に出され、その「加判」は、当時江戸本店（呉服店）勘定名代を務めていた弟岡本嘉七が捺印している。返済が滞った場合は「嘉七方〆無相違急度勘定相立」るので、店に損はかけない旨誓約している。

元文五年（一七四〇）は、孫兵衛苦難の年で、一月に銀三〇貫目十年賦の借金を、京本店宛に二度願い出ている。

「岡本孫兵衛身体一件⁽²⁷⁾」と題した書類によると、一二月には具体的に数字をあげ、何に必要であったかを述べ、「去年五月〆仲ヶ間用事二付永々江戸表相勤罷在内」に倅が不埒を働いたためである事を訴えている。それに対し本店では、支配役の白井儀兵衛が吟味し、勘定名代の中川清右衛門が「岡本孫兵衛吟味書⁽²⁷⁾」を作成している。それによれば、孫兵衛

倅幸次郎が遊興費に高利率の五〇両の借金をして、その返済に困り米市に手を出し、さらに五貫目の損銀を出し、全体で四〇〇両余の額となった。今後親子とも質朴に暮らし、商売に精出し、江戸本店役人岡本嘉七にも通知することを条件として、願の三〇貫目は日合付十年賦で貸し出された。この借入金⁽²⁸⁾の礼状には、親孫兵衛と弟嘉七の存在が大きかったとし、「近年嘉七方ちも余程之銀子指入」⁽²⁹⁾ れられていること、親子共々身持ちを改め、家業相続できるよう勤めること等が記されている。

このとき添えられた元文五年二季の「出入勘定書」⁽²⁹⁾ 覚によると、当時の家内人数は、孫兵衛・妻かん、倅幸次郎・妻みき、甥手代忠兵衛（知恩院町）、六兵衛（東洞院宿持）、喜八ら五人、子供二人、下女二人、下男一人総計一六人外一人の構成である。この構成員を半分に減らし、自分は当然妻娘も下女同様に改め、倅幸次郎も下男同前に働かせる。返済が滞ったときは、所持の家屋敷・土蔵を提供すると、新たな決意表明をしている。なお六兵衛以下六人の成人男子は、孫兵衛の抱え幸領ではないかと推定する。その後の延享・寛延年間の借金調書⁽³⁰⁾をみても、諸方からの借金は増加の一途をたどり、決意表明もものかわ、奉公人の数も減らず、体制立て直しはほとんど進んでいない。息子の幸次郎も改善のきざしがみられない。

二代目孫兵衛は、寛延二年（一七四九）病に罹り九月二六日死去する。法名は浄覚

三代孫兵衛（幸次郎）と叔父岡本嘉七

二代孫兵衛倅幸次郎は、孫兵衛として正式に認められていないので、三代目に数えるのは疑義もある。しかし、初代の項で引用した「口上書」に「二代目浄覚実子ニ而跡式相続仕」⁽³¹⁾りとあり、親孫兵衛死去後しばらくは孫兵衛を形式的にせよ名乗っていたので、一応三代目孫兵衛としておく。

幸次郎は浄寛の実子で、享保初年頃の生まれである。若年時三井店に奉公し、一七歳の春病気のため退職して宿元で養生したとの記録³¹がある。享保二〇年（一七三五）、人に誘われ島原遊郭に足を踏み入れ馴染みをつくり、取り集めた駄賃を使って遊んだ。一時は止んだが再発し、元文二年（一七三七）迄続き、その間高利率の借金に手を染めた。返済のため米相場で儲ける積もりが、損銀五貫目を出し、合計四〇〇両程の借金となった。この時点では三井京本店に右の事実が知られておらず、借金返済の目的も立っていない元文三年（一七三八）八月末、幸次郎「婚礼首尾克調³²」い結婚する。本店・上之店から生絹一疋・鯉節一連・酒一樽が、店重役ら九人から金子二〇〇疋と鯉節一連が贈られ、九月一日には京本店重役五人が孫兵衛家に参上している。岡本家からは、返礼として生鯛二掛・強飯二器・饅頭二〇〇が返贈されている。

元文五年、先に述べた先代の三〇貫目拝借願により、幸次郎の悪事が露見し、本店勘定名代中川清右衛門らが親子を呼び寄せ、吟味の上「幸次郎手代同前二日用本店夜物請取渡」す、すなわち幸次郎は毎夜本店に出かけ荷物を受け取り、手代同前に働くこと、家内人数を減らし、物人も減らし、万事質朴に暮らすよとの諭告を行った。この覚のなかに「孫兵衛唯今身上潰し候も笑止千万」とあり、本店役人がこの様な受け取り方をしていることは、注目に値しよう。

その後、幸次郎の借金四〇〇両は、元文五年夏より四度にわたりすべて返済³³され、その出所は、得意先より受け取った駄賃金で、幸次郎自身の働きによるものとはいえない。

以上のような処置がなされたことは、二代孫兵衛の弟岡本嘉七が江戸本店「大役相勤罷有³⁴」る立場にいたことが大きく影響しているものと思われる。ここで岡本嘉七についてみておきたい。

岡本嘉七は初代岡本孫兵衛の実子で、二代孫兵衛の弟でもあり、出身地は京都である。宝永三年（一七〇六）江戸本店（呉服店）へ奉公人として雇われ、次の経歴³⁵をもつ。

享保三年春	上座	二六歳
同 五年春	連役	二八歳
同 七年春	役頭	三〇歳
同 十年春	組頭	三三歳
同 十二年春	支配役	三五歳
同 十五年七月	宿持後見役	三八歳
同 十九年春	名代役	四二歳
元文五年五月	勘定名代	四八歳
寛保元年六月	元方掛名代	四九歳
寛延四年十月	元メ役	五九歳
宝暦三年九月	本店勤務	六一歳
同 七年八月	病死	六五歳

向店勤務となる

右のように順調に昇進し、宝暦四年には元メ筆頭となった。享保一五年後見役を任命された直後の八月に、手代元手銀二一貫五〇〇匁を与えられ、さらに「江戸住宅役料一ケ年二貫五百兩³⁶⁾」も付与されている。このころ迄に結婚もし、江戸に住宅を構えたようで、この年末に、嘉七が居宅を普請し移住した旨の江戸来³⁷⁾状が京本店に届いている。

三井店では、奉公人に支給された元手金や褒美金を高利率で預かる制度があり、嘉七も当然預けていた。「通勤元手銀預り之扣³⁸⁾」によれば、享保一六年銀三〇貫目余、同一八年三七貫目余、翌年四〇貫目余と着実に増加している。最高は元文四年春の八〇貫八〇七匁である。この間少額の三〇〇匁から一貫八〇〇匁までを、時宜に応じて引き出していた。

ところが元文四年春には一五貫目、秋には六〇貫目余が「渡」となっている。自分店を持ったかどうかは不明であるが、実家飛脚問屋越後屋への援助金も含まれている。元文五年には一九貫に減り、以下記載がなくなる。嘉七も実家の窮乏に対し相当の助成をしていた。

寛延二年（一七四九）には、兄二代目孫兵衛の病氣見舞いとして上京している。しかし三井八郎右衛門宅や京本店重役中西宅からの招待を受け、通常の出張と大差ない。孫兵衛の病氣も「段々快方二付」六月には帰府した³⁹。その後兄孫兵衛は前述のように、九月二六日死去した。このとき京本店から「岡本孫兵衛為見廻」酒三升、椎茸三升が一〇月一日に届いている。この孫兵衛は、亡くなった二代目を指している。

翌寛延三年三月嘉七は、京本店からの要請もあり、一年足らずで再上京している。実家の飛脚問屋相続についての相談のためである。父親の死去により、三代目を継いだ形になっていた甥幸次郎は、相変わらず身持ちの悪い状態で、上京した嘉七は、吟味の結果止むおえない処置として「御公辺」に願い出て勘当の処置を執った。六月末のことである。幸次郎を勘当した後、嘉七は、相続人として江戸向店組頭退役水谷与兵衛を同年八月一日入家させ、孫兵衛と改名させた。本店との一連の祝儀のやりとりと、三井家主人や店表への挨拶も済ませて、八月九日に江戸へ向けて出立した⁴⁰。

その後も、宝暦四年（一七五四）と五年に上京しており、五年には先祖百年忌を勤めている。同七年八月二三日大病の末、江戸本店元々役現役のまま死去した。享年六五歳。

翌宝暦八年春には、死去した岡本嘉七の跡式として養子孫七が相続し、死後合力として二一貫五〇〇匁を与えられている。同一二年四月岡本嘉七名前で、林留右衛門と上京している⁴²ので、養子が嘉七を名乗って江戸本店で働いていたとみえる。その後の家族については記録がない。

四代孫兵衛（寛延三年～安永元年頃、一七五〇～七二頃）

四代目孫兵衛は、前述のように二代孫兵衛弟岡本嘉七に見込まれて、嘉七が一時勤務していた三井江戸向店組頭退役水谷与兵衛である。水谷与兵衛は、寛延三年（一七五〇）春向店を退職し、八月に岡本家へ入家した。一連の入家祝儀の終わった翌四年四月、「婚礼首尾克調」い、京都の本店・上之店の外江戸向店からも祝儀を受けている。向店からは鯉節や酒に加え、「もをる帯」一筋も贈られている。

この結婚の相手についての記載はないが、後の記録から類推して、京都の順番飛脚仲間同業者で、三井店に早くから出入りしていた奈良物屋三右衛門家筋の者ではないかと思う。四代は男子二人、女子二人を生しているが、弟の方が三右衛門名前であり、後に「先孫兵衛甥奈良物屋三右衛門」とあることからの類推である。

入家早々多くの借財の処置に追われ、婚礼後の七月には本店支配人宛に年賦返済引願を出している。この中で生活面での儉約は「工面之致方も無御座」き状態にあり、二・三年返納の用捨を願っている。印判は二代孫兵衛と同様のものを使用している。この後も本店から強制された一割値引きの用捨願、宝曆一〇年（一七六〇）二月江戸大火の折り「大切之御荷物等引請候場所」である十七屋孫兵衛家が類焼し、仲間割合の普請出金二〇〇両の借用願等が本店宛に提出され、三月には願が聞き届けられている。その礼と共に、先代よりの拝借銀三〇貫目の残金六貫四〇〇目に、今回の一〇〇両（約五貫六〇〇匁）を加えた銀子一二貫目を、改めて十年賦にとの願書ともなっている。

三〇貫目の本店借入金に加え、他借も多々あるなかで、二〇貫余の返済金をなした功績は認められよう。病気に罹る安永二年（一七七三）までの一〇余年間の史料はない、巳（安永二年）八月二日の五代目孫兵衛と忠兵衛（番頭）名前の願書に「金子手支之砌は親共工面合ニ而間ヲ合相勤」めていと記していることから、四代が良く勤めたことが窺える。

没年等不明であるが、安永元年二月頃「大病引請」て表向き勤務できない状態に至った。この後のことであろう。

- (1) 「越後屋孫右衛門由緒書」文政九(本一四七二―一三)
- (2) 『三井事業史 資料篇一』四三頁
- (3) 「沽券状写一通添」(統五六九―二)、『三井文庫論叢』第二九号一六九―一七〇頁
- (4) 『三井事業史 資料篇一』一〇四頁
- (5) 『近世交通史料集 七 飛脚関係史料』一三頁
- (6) 『三井事業史 本篇 第一卷』二五九―二六四頁参照
- (7) 「相統講取建方ニ付口上書」正徳四(別一八九六―四)
- (8) 「越後屋孫兵衛借用金礼状」寛保元(本一四六四―一三)
- (9) 「越後屋孫兵衛銀子借用願」寛政元(統五六九―二)
- (10) 三井文庫所蔵参考図書D五四〇―二六
- (11) 「越後屋孫兵衛金銀子請取証文」文化一三(統一六二七―一)
- (12) 「永書 三番」宝永七(本一二五)
- (13) 「永書 一番」享保一三(元文一(本一二三))
- (14) 「十七屋仲間由緒書写」宝曆一三(本一四六七―九) 他
- (15) 前掲「天明二年「三春行楽記」前後」(四)四二―五二頁 他
- (16) 「越後屋孫兵衛銀子借用願」寛政元(統五六九―二)
- (17) 「越孫荷物請負駄賃銀半季仕送願」享保二(本一四六四―九)
- (18) 「越後屋孫兵衛かし銀か、や作兵衛請合証文」享保二(統五五三―一五)

- (19) 「引替金請負一札」(統一九四二―一)
- (20) 「越後屋孫兵衛等江戸へ差下金請負証文」元文元(統一九四二―二)
- (21) 「江戸表差下シ金請取証文」一六通 元文二(統一九四三―一)
- (22) 『稿本三井家史料烏居坂家第二代三井高豊』の内「元文金銀引替一件控」一二七頁
- (23) 「古文金江戸上下駄賃銀請取手形」二通 元文二(統一九四三―二)
- (24) 「越後屋孫兵衛運賃増額願」元文三(本一四六四―二八)
- (25) 「享保六年〳元文三年道中駄賃割合書出寛」元文三(本一四六四―二三)
- (26) 「越後屋孫兵衛証文」元文四(統七四五―一)
- (27) 「岡本孫兵衛一件書類」の内 元文三(本一四九五―二六)
- (28) 「越後屋孫兵衛借用金礼状」寛保元(本一四六四―一三)
- (29) 前掲、本一四九五―二六の内
- (30) 「越孫勘定調書」(本一四五六一―五―一)
- (31) 「岡本幸次郎口上書」元文五(本一四九五―二六―一八)
- (32) 「永書 一番」享保一三〳元文二(本一二二三)
- (33) 「岡本孫兵衛一件書類」の内 元文五(本一四九五―二六)
- (34) 前掲、本一四六四―一三
- (35) 「年数控 本店一卷連店役人初勤役替年数之控」(本一〇〇四)
- (36) 「手代申渡元手之控 一番」(本一〇〇二)
- (37) 前掲、本一二二三
- (38) 「通勤元手銀預り之控 一番」(統一七七〇)

- (39) (40) 「永書 二番」元文三〜宝暦六 (本一二四)
- (41) 「内永書 一番」享保一六〜明和五 (本一三九)
- (42) 前掲、本一二四
- (43) 「越後屋孫兵衛名跡相続嘆願書」文化三 (本一四七二―一八)
- (44) 「岡本孫兵衛拝借金返済延期願」宝暦元 (本一四五六―四一二)
- (45) 「越後屋孫兵衛拝借願」宝暦一〇 (本一四八八―一七一)
- (46) 「岡本孫兵衛拝借礼」宝暦一〇 (本一四八八―一七一)
- (47) 「越後屋孫兵衛取替願書」安永二 (続四九〇―一二)

二 越後屋孫兵衛家と奈良物屋三右衛門家 (五代から一〇まで)

五代孫兵衛 (安永元年頃〜同七年、一七七二年頃〜七八年)

五代を区切りとした理由は、この代から奈良物屋三右衛門家との関係が始まると見たからである。

五代目孫兵衛は、四代孫兵衛の長男で宝暦二年 (一七五二) 九月一六日生まれ¹⁾である。四代でも記したように、父孫兵衛が大病に罹り勤められない状況にあったため、安永二年「無是悲私名前を請、相続仕候得共」と渋々相続したとされている。早速元手金に差し支え、半季三〇〇両の元手金の仕送りを願²⁾い出ている。三井本店よりの元手金仕送りは、返済が可能であることを見極めた上で貸与したようである。この巳年 (安永二年) には、差出人越後屋孫兵衛が既に五代目を名乗っていたと見て良いであろう。

なお四代目男子二人のうち、弟の方は三右衛門を「持居」りとあり、奈良物屋三右衛門名前を名乗っていたようであ

る。九代目が記した口上書によれば、兄の方は少々癩性で、御屋敷方勤めを嫌い、第三右衛門と入れ替わり三右衛門になったとしている。この辺の記述は信憑性に欠けるが、男兄弟のどちらかが、奈良物屋三右衛門を名乗る立場にいたことは確かであろう。

この時期の奈良物屋三右衛門家の家族状況や業務状況を知ることのできる史料はない。わずかに宝暦一二年（一七六二）江戸への下し金銀や荷物等「何二不寄奈良物屋三右衛門江御渡被下、御請負仕」という三井本店宛て置証文³がみられる程度である。この証文の署名者は順番飛脚問屋仲間近江屋五兵衛、越後屋七郎右衛門、越後屋孫兵衛、笹屋七郎兵衛の四人と奈良物屋三右衛門が連判している。

安永七年（一七七八）閏七月には、越後屋孫兵衛の母もよが「忝孫兵衛義病身二而表向難相勤、依之弟三右衛門江家名相譲り相続為致度⁴」との願を本店宛てに出し、親戚の越後屋平兵衛が奥書している。この願書は提出後すぐに許可されたようで、第三右衛門と名跡を入れ替え、弟が六代目孫兵衛を相続することになった。この母は四代孫兵衛の妻である。

結局五代目は六年足らずの相続に終わった。

六代孫兵衛（安永七年～文化二年、一七七八～一八〇五）

六代目を継いだのは、当時「三右衛門持居⁵」であった、四代孫兵衛の次男である。五代の項でも述べたが、安永七年閏七月付母親もよの願書により、五代の第三右衛門が家名を相続し、六代孫兵衛となった。

越後屋孫兵衛を相続したが、十七屋一件（十七屋店の手代達が、北国米御買上米前貸金の不正使用により、関係者が獄門等に処せられた事件）に巻き込まれ、孫兵衛自身も公儀より町役付き添いの上、江戸へ二度召還され、長期滞在を

余儀なくされて、その費用二四〇両余も掛かり、さらに明和頃から十七屋会所へ投入した費用一六〇〇両程にもほり、こうした臨時出費⁶は借金で賄う外なかった。さらに十七屋事件の後難を恐れ、三井京本店より出入り停止を申し渡され、加えて天明の京大火により家屋敷の類焼等と次々に災難に見舞われた。

三井店出入り停止を免れようとした結果は、表向き使用できない越後屋孫兵衛名前から、前々より三井店出入り「由縁⁷」である奈良物屋三右衛門に替える。その際江戸の相仕日本橋左内町和泉屋甚兵衛との取引もこれ迄同様に願いたいと、孫兵衛から京本店宛に願書を出している。同内容の願書が奈良物屋三右衛門名前⁸でも出されている。これに対し、京本店はこの申し出を受け入れ、「類縁同商売奈良物屋三右衛門方江御用向」を任せることにした。奈良物屋三右衛門は礼状のなかで、江戸の荷物送り付場所すなわち相仕は、右の和泉屋と江戸平松町京屋弥兵衛の二軒とする旨⁹伝えている。署名人には越後屋孫兵衛も加わっている。この時点で、越後屋孫兵衛と奈良物屋三右衛門は、単に同業者以上の関係をもつに至った。

この様な混乱期の天明七年一月に、三井の紀州御用物である城印便荷物が延着し、必要時の間に合わなかった事件¹⁰が起きた。相仕江戸の和泉屋・京屋の事後処理が悪く、三井京本店側では急便荷物の通送は、京都の順番飛脚屋大黒屋庄次郎方に依頼する処置がとられた。これに対し、奈良物屋三右衛門・越後屋孫兵衛名前で詫び状が出され、そのなかで「右鉢相成候而は私とも身上難相立、且は同商売仲間へ対面目も無之仕合」と記している。

十七屋一件で本店出入り禁止となった孫兵衛ではあるが、天明八年四月に、元手金見継（助成）¹¹継続願を京本店に提出した。この願書は受入れられ、「越孫願通聞済」継続された。

続いて同年六月に一五〇両の仕送り願書¹²、寛政元年閏六月には半季七〇〇両元手金見継願¹³が京本店宛てに提出された。後者の願書には、越後屋孫兵衛家屋敷沽券状三通、妹くら名前同一通、甥三右衛門名前同一通、手代忠兵衛名前同一通

計七通を「御店」に入れ、「他借無御座印ニ差上置」いたとしている。その少し前の一月には京都大火により家屋敷類焼し、その普請金、十七屋に掛けた費用、十七屋跡京屋会所取立株代金割当費・会所取立費等々合計三六五〇兩程が、臨時に使用した金額として本店宛不時入用表に計上¹⁴されている。このうち一一五〇兩程が、寛政四年までに返済されている。

京本店ではこれを受けて、越後屋孫兵衛を呼び出し糾したところ、三井以外は「他借」なしとの前言と異なり、飛脚仲間よりの借金を筆頭に諸方から借用し、すでに沽券状の一部は抵当に入っていることが判明した。京本店分の益前返済も滞っており、強く催促した結果、次のような再願が出された。孫兵衛・三右衛門両家株式と所持の家屋敷沽券状を本店に預け入れ、本店から新たな二千兩の借金によって、他借の返済を済ませるという内容である。本店側は聞入れず、両者間で何度も応酬の末、病身孫兵衛の代わりとして、家内取り締まり万端を引き受けていた手代忠兵衛の衷心よりの詫びに、本店支配人が根負けした形で決着した。本店の要請に応じて出された「当時借金高、当時有物」「明和年中方天明七年迄覚」などの調書¹⁵も同時に提出されている。

この後も諸願書・詫状は出され、寛政七年（一七九五）正月の見継金延長願、翌八年七月の東海道筋割増中止と駄賃銀減額の復帰願、寛政二年末の本店荷物方宛て荷物延着詫状¹⁶等である。

文化元年（一八〇四）一月付本店宛て願書¹⁷は、同年春に至り繰り合わせが出来ず、引当の沽券状七通と株式二通の返却により、新たに仲間より借財して、「引合（訴訟）を仕候口々」のみ返済する。あとは屋敷や諸道具衣類まで売り払って借金返済の上、飛脚業務は続けるとしている。差出人は、越後屋孫兵衛・忠兵衛・奈良物屋三右衛門・親類惣代加賀作兵衛四人である。右願書の添え史料であろうか、本店に宛てた享和三年と文化二年上期の勘定目録¹⁸が提出されている。後者には「当座貸有物」「借財高済方応対書」の項目もあがっている。

文化二年冬「孫兵衛義風与家出仕、行衛相知不申」⁽¹⁹⁾状態になった。家出間際まで商売上の手当をしていたので、計画的な家出ではないであろう。大坂で没したとも伝えている。

七代孫兵衛（文化三年～文政元年、一八〇六～一八）

六代が家出したため、三右衛門名前（五代の養子で六代の甥に当たる）を名乗っていた、手代忠兵衛の息子が七代目孫兵衛を相続した。文化三年六月本店宛て口上書⁽²⁰⁾には、名跡相続願が受理された礼と公辺向きや得意先にも名跡付替を済ませた報告が記されている。三井旦那方への立入、屋号・暖簾共これまで通りに願っている。「先孫兵衛甥／奈良物屋三右衛門事／越後屋孫兵衛 印」と署名している。

これに先立つ文化二年一二月の一札⁽²¹⁾では、江戸下し荷物請負を先代同様奈良物屋三右衛門へと願い出ている。順番飛脚仲間番の湊屋庄兵衛と笹屋七郎兵衛が身元請合をしていて、この時はまだ襲名前の奈良物屋三右衛門であった。また先の孫兵衛家出直後は、表向き「大病相煩養生引籠」ったこととして、手代や宰領共が通常の勤めをしていた。

越後屋孫兵衛店に勤めていた七代目であるが、引き継いだ多額の借金解消のため、相続後すぐの九月に、飛脚仲間や親類らが打ちより相談している。居宅抱屋敷を売るにも「売不足銀三拾貫目余り無之候而は、相譲り候事も出来不申」状況につき、銀三〇貫目、五朱の利、十年賦という条件で借用願⁽²²⁾を本店に出している。さらに先の孫兵衛借用銀を、前同様無利息のままにと願っている。差出人は、越後屋孫兵衛の外、親類の加賀屋作兵衛・七代兄井筒屋庄蔵・三文字屋与兵衛である。同様の文書が三井両替店にも提出⁽²³⁾され、張り紙に三〇貫目のうち両替店が一〇貫目を負担し「相對証文之通」と記されている。

いよいよ家屋の売却となり、文化三年一〇月九日付で、三井本店別家の一軒、上嶋（越後屋）七郎兵衛⁽²⁴⁾に売却された。

越後屋孫兵衛家屋敷

新町通二条上ル町東側 銀四貫三百匁買請 今回代銀九貫五百匁にて売却

新町通二条上ル町東側 銀二貫二百匁買請 今回代銀十貫目にて売却

新町通二条上ル町東側 銀一貫五百匁買請 今回代銀二貫五百匁にて売却

右に購入値段と売却値段を表示した。この価格で上嶋七郎兵衛に売り払いはしたが、引き続き、この屋敷を越後屋孫兵衛が借り受け、奈良物屋三右衛門と同居することになり、表面上はこれまで通りの商売を続けている。町に対して、親戚一同が両人の引請一札を提出している。同居の奈良物屋三右衛門は、誰が引き継いだものであるか。それを示す記録はない。しかし系図を作成する過程で、六代実子が三右衛門を継ぐ前にもう一人の三右衛門がいたことは分かった。いずれ現孫兵衛の兄弟か親戚の者と思われる。家屋敷の売却費二二貫では多額の借金を解消するには程遠い額であった。ここで三井本店との関係を見ておこう。文化五年六月には元手金追加三〇〇両の借用願を、同六年には取替（立替）銀子六〇貫目を本店から借用している。この多額の取替銀は順番飛脚仲間が両人の株式を担保とする請合証文付きであり、年番丸屋孫市、借受人本人孫兵衛の代理笹屋七郎兵衛、仲間惣代近江屋喜兵衛が署名捺印している。この証文があったからこそ借用出来たものと思われる。

文化八年に出された陸送荷物運賃の割増願は、損銀を白子行荷物によって補ってきたが、白子行の仕法も変わり値段が下がるため、駄賃割増を履行願いたいの内容である。当時京都から江戸への輸送ルートのうち、東海道の外、白子（現三重県鈴鹿市）湊から廻船による経路もあり、越後屋孫兵衛家も木綿類等を白子まで陸送していた。この後も同様の願書は何度も出されている。

文化六年までは、半季六〇〇両の元手金見継を仕送られてきたが、期限のきた同九年正月に三カ年の見継（援助）継

続願²⁸を提出している。それなりの営業成績をあげていたものであろう、この継続願は許可されている。

文化一〇年は、元祖孫兵衛の百回忌に当たり、家作造作も出来ない現状では追善でもないが、この機に暖簾印の再開が実現できれば、これにこした追善はないと、七代孫兵衛が本店に嘆願²⁹している。その間も望月宿での荷物紛失³⁰、白子荷物の不足等トラブルは続いた。

元手金年限の切れた文化一二（一八一五）年正月、再継続願³¹を本店に提出している。半季元手金（営業資金）は一五〇〇両必要で、先にも一〇〇〇両の見継を願い出たが聞き入れられず、六〇〇両以外は親戚で賄えと命じられた。奈良物屋三右衛門筋の親戚三文字屋与兵衛からの援助がなくなり、本店からの見継金一〇〇〇両がなければ立ちゆかないとし、この種の嘆願書は何度も出された。度々の願書は、聞き届けられなかったことを示しているよう。

文化八年後半から願書等の提出書類に奈良物屋三右衛門の署名が見られなくなる。その理由は、文化一〇年に奈良物屋三右衛門を名乗りとしていた者が、親戚筋に入家するためであった。跡には六代孫兵衛の実子孫三郎を三右衛門として相続³²させたという。奈良物屋三右衛門家の内実を示す史料は残存しておらず、三右衛門家の実態はつかみにくい。

同一五年（一八一八）二月にも、親類三文字屋与兵衛の御所造営請負による大損のため、五〇〇両借用³³するなど、自らの借財に加えて親の実家の借財まで背負う有様で、ついに孫兵衛の借財高凡そ一〇〇貫目余に至った。親類や問屋仲間中で相談しても特別の名案がでるはずもなく、三井を離れては一日も家名相続できず、この際孫兵衛を退身させて今一度相続の道をさぐるとしている。文政に改元した八月、七代孫兵衛は隠居の身となった。この願書³⁴には相続した奈良物屋三右衛門が署名人の一人として加わっている。外に親類井筒屋庄蔵・加賀屋作兵衛、順番飛脚仲間年番近江屋喜兵衛、仲間惣代越後屋七郎右衛門が署名し、本店支配人に宛てている。

八代孫右衛門（文政元年～同六年三月、一八一八～二二）

多額の借財等による不始末により隠居させられた七代孫兵衛の跡相続人は、六代孫兵衛の実子奈良物屋三右衛門が文政元年（一八一八）に八代目を継いだ。相続に際して、親類三文字屋与兵衛が借財一件で公訴に至ったため、関係している孫兵衛名前を憚って、孫右衛門³⁵に改めた。孫右衛門改名口上書は、三井両替店にも出され、商用に用いる印形を改めたことを届けている。飛脚仲間中で引請けた株式引当銀六〇貫目に加え、年賦不納銀共都合一五三貫目もの借金も同時に相続した出発となった。

この代替りに際して、順番飛脚仲間年番近江屋喜兵衛、総代越後屋七郎右衛門・湊屋庄兵衛・笹屋七郎兵衛が、これまで通り証人となって株式引当銀六〇貫目の引請、半季七〇〇両の元手金の継続願までを、三井本店に提出して後援した。仲間の助力があつて、交替も無事済ませることが出来たのである。

翌文政二年（一八一九）一月には、本店に宛て年賦借銀に関する嘆願書³⁷が提出された。その内容は先祖創業から始まり、今一度の再興を終始願つたものとなっている。別紙には、合銀一三三貫目にもものぼる返還法を具体的に述べ、一〇年までは半季の入銀二貫目宛、一一年目からは三貫目宛上納する。向う五カ年間は無利息に願い、元手金はこれまでの七〇〇両から九〇〇両に、との内容である。署名人は、越後屋孫右衛門・奈良物屋三右衛門・藤兵衛・佐助、親類惣代加賀屋作兵衛、別家幸領善兵衛・小右衛門・吉郎兵衛・庄九郎・惣兵衛・市兵衛・吉兵衛・喜右衛門・治左衛門・久七である。この別家幸領は、越後屋と奈良物屋両家の抱え幸領である。ここには名前のみが署名されているが、屋号の越後屋・奈良物屋を冠して名乗ることもあった。小右衛門・喜右衛門は越後屋、吉兵衛は奈良物屋である。一家総出での「神仏へ掛」けての嘆願書である。半季七〇〇両の元手見継金は、これまで通りの額で許可された。

その後も、見継金の増願書が、孫右衛門名前で提出されている。文政五年は閏月があり、二度の正月に、例年より一

ヶ月余分の元手金が必要の上、「関東御吉例」のため用向きが多く、すでに一〇〇〇両程の元手金を支払った。「持ち場」の顧客は約二百軒あるが、小口の借金は経費も多くかかるなどの理由を述べ、二〇〇〇両を借用したいとしている。四月と十一月にも同様の増額願³⁸が出されている。

得意客も多く、順調な経営に向かおうという矢先に、「年来病身二付家名相続難相勤り³⁹」い状態のなか、従弟の藤兵衛に孫右衛門名前を譲り渡し、孫三郎に戻った。文政六年三月の日付があり、五年足らずの相続であった。口上書には未三月病死とあり、名前譲りと同時に没したようである。

九代孫右衛門（文政六年～一八二三）

九代目孫右衛門は、八代孫右衛門の従弟で、若年より飛脚問屋越後屋店に奉公していた手代藤兵衛が継いだ。文政六年（一八二三）三月には、親戚・町内・仲間中も承知済として、京本店宛てに改名報告をしている。願書の形式はとっているが、相続の許可を求めたこれまでの願書とは趣を異にしている。署名人は、越後屋孫右衛門、同人従弟藤兵衛（六代孫兵衛の兄か妹の子）、奈良物屋三右衛門（七代孫兵衛子金蔵？）、支配人佐助（多分親戚）、親類惣代千丸屋作右衛門（越後屋孫兵衛出入りの宰領差配師？）、井筒屋庄蔵（八代孫右衛門の兄）である。

相続した年の六月に、すでに元手金追加一五〇両の願書⁴⁰を、孫右衛門名前で本店に提出しており、「附添奈良物屋三右衛門」の署名がある。

ここからは、三井店との関係をひとまずおく。文政六年九月の史料数通は、これまでの史料に全く登場しなかった井筒屋新助からの借金関係⁴¹である。七代孫兵衛時代に、その父忠兵衛の実家材木商三文字屋与兵衛の資金不足を補うため、諸処より借金をして、その証印を孫兵衛が捺した。与兵衛は死去しその子供兄弟は若死にし、借金のみ孫兵衛に残った。

その借金のうち、井筒屋新助から月八朱五〇〇両の返済をせまられ、親類からの援助も期待出来ず、窮余の策として次のような代案を出したようである。越後屋孫右衛門・奈良物屋三右衛門二株の株式書入証文を差し入れ、兩人共に井筒屋新助の手代分として働く、ただ商売上の表名前はそのまま名乗るとしている。この様な一札を、三井本店に追加元手金を願った三ヶ月後に行っているのである。証人は別家手代惣代越後屋小右衛門、別家宰領奈良物屋吉兵衛・越後屋喜右衛門であり、別の一通は、兩名の親戚惣代として越後屋孫兵衛（隠居した七代）、井筒屋正蔵、加賀屋作兵衛で、親戚や別家宰領も、承知の事実であった。

右の一札を井筒屋に出す一方で、三井店にたいしては延着託状、元手金追加願、早方一件につき出府届などを提出している。⁽⁴²⁾

文政九年に至り、井筒屋への株式書入証文が三井京本店に発覚し、本店に無断での一連の行為に「蒙御呵」り、非礼を託びて一札を入れて⁽⁴³⁾いる。本店からの打替金拝借により、五〇〇両を井筒屋に返済した上で株式書入は取り戻し、三井本店に預けている。本店への五〇〇両借金願、借用証文、礼証文⁽⁴⁴⁾ともども、順番飛脚仲間近江屋喜兵衛・湊屋庄兵衛・笹屋七郎兵衛らが奥書証印をなした。業務建直しのためもあり、半季元手金仕送り一〇〇〇両を一二〇〇両にとの増額願も、右三人の加判がある。本店側でも、仲間連印を黙止し難いとしている。

同年七月本店から具体的な申渡覚⁽⁴⁵⁾が、越後屋孫右衛門・奈良物屋三右衛門宛てに出されている。借財帳面に記帳印形の仕方、二季勘定目録仕建方の方法などがその内容である。

この時期の越後屋孫右衛門と奈良物屋三右衛門は、署名も宛名も並列されている。順位は孫右衛門が先ではあるが、二人とも手代出身、同居しており、三井本店支配人から見ると奈良三も岡本一族とみなされていたようである。

諸借財が一向に片づかず、業態も悪く、仲間への月払金さえ滞る状態では「仲間中人氣悪敷」くなるのも当然であつ

た。「株式破却仕」る現状を打開するため、親類中で相談の結果、孫右衛門は商売から暫く身を引き、専ら借財の応対に当たることとし、文政一一年（一八二八）一〇月仕法⁴⁶を立てる。商売向きは「一円三右衛門名前」とし、夷川通孫兵衛持ち家へ移り手狭な商売をする。奉公人はすべてなくし、別家宰領が代わり合つて店に詰まり、得意廻りもする。特に金銀出入り勘定は御店の指図を受ける。元手金はこれ迄通り見継がれたい、というものである。両名の外、井筒屋庄蔵・千丸屋作右衛門、別家宰領小右衛門ら一三人と二人が連署している。

右に関連して文政六年（一二年）の正勘定書・目録書⁴⁷等を本店宛てに提出している。表紙には「岡本店」「越孫店」越後屋孫右衛門・奈良物屋三右衛門並列署名のものもあり、豎帳・長帳兩種ある。外に「借用方印形人名前書」「借財増減調」塞高調といった史料も含まれている。なかでも同一二年春期目録帳は、入と出の数字以外に「此訳」と詳細な説明書が付され、特に音物は朱書して、城内は先方から一〇〇疋宛を音物として納入するよう注文を付けられ困るなどの訳が書かれている。

文政一一年一〇月の順番飛脚仲間への一札は、仲間への半月番払高金三二〇両余が⁴⁸滞り、荷物取引停止寸前まで追い込まれたことが記されている。これまた本店に泣きつき金一〇〇両を拝借し、取引断りだけは免れた。

問題の多かった九代目は、結局取引滞りを理由に、本店の不興をかい、表向きの商売は三右衛門に、孫右衛門は「逼塞之身」となり、出入りも差し止められるに至った。逼塞後書かれたと思われる、年月日も署名もない「御含迄内証密々書⁴⁹」と表紙に記された一冊がある。三右衛門に取って代わられた悔しさや、養父孫兵衛の「丸之遊くらし」を非難し、ここ五年半の年賦利足納高など記し、自分の存在意義を本店支配人たちに立証しようとしたものであろうか。また度々引用している口上書（由緒書）は、この九代孫右衛門が記したものである。

一方三井両替店宛てには、正金下し賃直増願書⁵⁰が、文政一一年二月越後屋孫右衛門名前で提出されている。旧家であ

ることを述べ、「元来は賃銀も宜敷定メニ御座候得共、後々より段々御改メニ而直下ケニ相成」、銀一〇貫目につき仲間取引値段は八八匁であるのに、三井両替店の定賃は七〇匁に押さえられている。一〇〇貫目にすると一八〇匁の損金になり、仲間値段に戻すことと、外の賃銀も一割引を解消して、仲間値段に願いたいとの内容である。この願は聞き入れられなかったようである。

一〇代奈良物屋三右衛門（越後屋孫右衛門）

文政一三年（一八三〇）八月付、奈良物屋三右衛門・見世・親類中宛てに、三井京本店より出された申渡⁵¹には、次のように記されている。九代孫右衛門が、先代よりの大借を引請相続してきたが、文政一一年七月取引滞り、本店も大銀の損を蒙った。本来なら家名断絶のところ、元祖取立ての旧家でもある故、新町方に逼塞を申渡す。代わって「親類三文字屋与兵衛殿分身」奈良物屋三右衛門を取り立て、これを表名前とし、夷川通新町東江入町において商売をさせる。ついでには本店より組頭退役北川十兵衛を派遣して監督させる。義理に流されず雑用費を減らし、永続を心がけること、以後故障の起きた場合は断絶と心得よ、との内容である。この申渡は、九代の項でも記した本店へ提出した仕法、諸借財の解消のために三右衛門一家中で考えた案を、本店が考慮したうえで作成されたものである。

これより先、文政一一年一月付の両替店宛て移転通知⁵²があるので、この頃には移転も済ませ、北川十兵衛も派遣されていたものであろう。

逼塞中の九代孫右衛門ではあるが、三井両替店関係の取引上では依然として孫右衛門名前を使用している。文政一二年三月の三井組宛「請負一札」⁵³の中には、越後屋孫右衛門「勝手ニ付是迄居宅下隣江暫之間引移」り、看板も掛けて住いする。「孫右衛門商売向共三右衛門方ニ而一緒ニ取扱」うが、役所向や仲間内・町内共以前通り替わらないので、両

替店の請負仕事も是までと同様孫右衛門へ申しつけ「同人印形ヲ以御渡し可被下」としている。順番飛脚仲間九人が、改定請負証文に連印している。逼塞出入り禁止の本店と違い、両替店はなんら変わるところがない。両店の越後屋孫右衛門に対する扱いの違いが分かる。

形式的には七代孫兵衛・九代孫右衛門共に、表舞台から退いたが、孫兵衛は半季一五兩の賄金⁽⁵⁴⁾が支払われる隠居の身、孫右衛門も居宅南隣りの小家に移り、借財返却の応対を担当しつつ、対両替店関係は以前に変わることのない商いを続けている。

幼少時より飛脚店勤務を続けてきた七代孫兵衛実子一〇代三右衛門は、借財漬けの経営状況をつぶさに見聞しており、特に襲名後は、伯父井筒屋庄蔵、孫兵衛時代より出入りの飛脚商売千丸屋作右衛門（幸領差配人カ）、別家幸領たちと、現状打開に向けての方法を講じている。文政一一年一〇月本店宛ての口上書⁽⁵⁵⁾には次のような案が出されている。頼母子講の胴元を務める、一家親類の諸道具すべてと千丸屋作右衛門持株を差し入れ、奉公人をなくし一三人の別家幸領に役割分担させる、得意廻りの方法を変更するなどである。いずれも借財の返済には結びつかず、最後は三井店に頼るに至ってしまう。元手金年二度の見継復活願と新借金願が出されている。

文政一二・一三年の三井京本店への願書や調書の署名は、「奈良物屋三右衛門」であるが、三井京両替店関係は請負一札なども含めすべて越後屋孫右衛門名前か、両者並記（越孫の方が先）かである。特に三井組御用関係は越後屋孫右衛門のみで奈良物屋三右衛門は全く関知していない。天保二年の礼証文⁽⁵⁶⁾写しには、京本店の文書整理者が「越奈方」と記している。この両家は株式は別個に所持していたが、この時期には両家同一の家と解釈されていたのではなからうか。相続してこれからという矢先の天保二年（一八三一）正月より、三右衛門大病に罹り、二月一三日死⁽⁵⁷⁾去した。三年足らずの苦難の相続であった。

監督役の北川十兵衛は、京本店勤務、寛政五年役頭、同七年組頭、同一〇年に退役している。先の越奈方文書「乍恐礼証文之事」⁵⁸には、願の聞き届けられた見継金仕送りと増銀の礼で、署名人は両人の外親類惣代千丸屋作右衛門、幸領小右衛門以下一〇名の幸領名と、北川十兵衛の奥書がある。

奈良物屋三右衛門家

ここで奈良物屋三右衛門家について触れておく。

飛脚問屋越後屋と奈良物屋家は、元来個別の独立した家であったが、相続人を派遣することによって親戚関係が生じ、三井店の出入り関係では、共同で業務に携わるようになった。奈良物屋三右衛門家は、初代の項で述べた、元禄十一年公儀に選ばれた京都の順番飛脚一六人のうちに含まれた商家である。住所は竹屋町通高倉西へ入町⁵⁹であるが、奈良物屋九左衛門と同住所であり、同居していたものと思われる。順番飛脚屋の中には、奈良物屋久左衛門と名乗る者もいた。九左衛門の方は、享保頃十七屋組ではなく「合瀬屋組」⁶⁰に所属し、久左衛門は早くに順番飛脚仲間から名が消えている。奈良物屋家は早い時期元禄頃からの飛脚問屋であることは、間違いなからう。

享保二年三井京本店支配人に宛てた願書⁶¹には、「年来其方様江戸御下シ御荷物請負」とあり、何度もの値増願を不届きとされ、下し荷物差し止めの処分を受けた。借り越銀一貫目余の皆済も覚束ない状況の中で出入りを差し止められれば、なお返済は出来にくくなる、事情を察して処置宜敷との内容である。翌三年にも荷物延着引御免願等が出され、享保以前から三井本店と取引のあったこと、既に借金をしていたことがわかる。

享保五年（一七二〇）五月一日付「御荷物請合手形之事」⁶²は、改めて証文提出を求められたものであろう、三井本店荷物方帳面の雛形に沿って書かれている。定賃金にて請負う、飛脚（幸領）道中病気の場合継ぎ飛脚を立てる、請取

帳にその時々印形する、東海道のみ通行とする、荷物紛失の際は代金を支払う、などを請け負っている。請人は奈良物屋九左衛門・奈良物屋弥兵衛で、依然として九左衛門と同居である。

宝暦一二年の「置証文」のことは先に記したが、江戸下し金銀・荷物請負についての置証文であり、順番飛脚仲間の近江屋五兵衛・越後屋七郎右衛門・越後屋孫兵衛・笹屋七郎兵衛・本人が署名捺印している。

- (1) 「永書 二番」元文三(宝暦六(本一二四))
- (2) 「越後屋孫兵衛取替願書」安永二(統四九〇―一二三)
- (3) 「江戸下し金銀并荷物請負ニ付置証文」宝暦一二(別一八九八―三)
- (4) 「越後屋孫兵衛家名相統願」安永七(本一四六四―九一)
- (5) 「越後屋孫右衛門由緒書」文政九(本一四七二―三)
- (6) 「越後屋孫兵衛他借調」四通 寛政頃(本一四六七―八)
- (7) 「越後屋孫兵衛願書」(元手金見継ニ付)天明七(統五三五―一七)
- (8) 「荷物相渡し呉候願書」天明七(統五七〇―一〇)
- (9) (10) 「越後屋孫兵衛奈良物屋三右衛門託願」天明七(統五七〇―一二)
- (11) 「越後屋孫兵衛銀子借用願」天明八(統五三五―六)
- (12) 「越後屋孫兵衛借銀願」天明八(本一四八八―二四)
- (13) 「越後屋孫兵衛銀子借用願」寛政元(統五六九―二)
- (14) 「越孫不始末一件書類」文政元・二(本一四六七―七)
- (15) 「越後屋孫兵衛他借調」寛政頃(本一四六七―八)

- (16) 本一四八九―二一九、本一四六四―五五一三
- (17) 「越後屋孫兵衛家業相統歎願書」文化元（本一四七二―一五）
- (18) 「享和三亥年目録」（本一四六七―一〇）
- (19) 「越後屋孫兵衛借財歎願書」文化三（本一四七二―一九）
- (20) 「越後屋孫兵衛名跡相統歎願書」文化三（本一四七二―一八）
- (21) 「奈良物屋三右衛門身元請合証文」文化二（本一四七二―一六）
- (22) 前掲、本一四七二―一九
- (23) 「本店へ取替願出ニ付執合致呉候様申遣候書付」文化三（統一六二六―一七）
- (24) 『三井文庫論叢』第二九号一六九―一七〇頁を加工。
- (25) 「越後屋孫兵衛拝借願書」文化五（統七四四―一七）
- (26) 「越後屋孫兵衛請合証文」文化六（統七二七―一七）
- (27) 「荷物運賃割増願」文化八（本一四九二―一九）
- (28) 「越後屋孫兵衛元手金見継願」文化九（本一四八八―一六）
- (29) 「越後屋孫兵衛暖簾印願」文化一〇（統二九五―八一）
- (30) 「越後屋孫兵衛望月宿一件願書」文化九（本一四九〇―九一―一四）
- (31) 「越後屋孫兵衛元手金見継増願」文化一三（統五六四―一七）
- (32) 「越後屋孫三郎奈良物屋三右衛門家名相統届書」文化一〇（本一四八八―三二）
- (33) 「越後屋孫兵衛礼証文」文政元（別一九三五―一二）
- (34) 「不始末ニ付孫兵衛退身三右衛門家名相統願」文政元（本一四六五―七七）
- (35) 「不始末ニ付孫兵衛退身三右衛門相統願」文政元（本一四六五―七八）

- (36) 「文政元寅十月孫右衛門相統書」(統一六二六一〇)
- (37) 「越後屋孫右衛門年賦借銀ニ関スル歎願書」文政二(本一四八八一四一三)
署名捺印者の一人別家宰領奈良物屋吉兵衛は、藤村著「天明七年御買上米一件と飛脚問屋」七〇頁によると、柴田鳩翁「よしなし言」に「我等親は奈良物屋吉兵衛と申候て、新町二条上ル町奈良物屋三右衛門殿別家にて、代々京地に住申候、家業は江戸飛脚本番の宰領にて御座候」とある人物に相当すると思われる。この後も宰領惣代として吉兵衛の名はしばしば登場する。
- (38) 「貢金増額願」文政五(本一四六四一六一)
- (39) 「越後屋孫右衛門家名従弟藤兵衛へ譲渡口上書」文政六(本一四六五一一一)
- (40) 「元手追願金拝借願」文政六(本一四六五一一一)
- (41) 「金蔵井筒屋新助方奉公証文」文政六(本一四七二一九)
- 「越後屋孫右衛門名前入藤兵衛証文」文政六(本一四七二一一〇)
- 「越後屋孫右衛門等江戸順番定飛脚問屋株譲一札」文政六(統七二四一三一一)
- (42) 「延着詫状・出府不在届・拝借金願等」(本一四六五一一一四〇八等)
- (43) 「越後屋孫右衛門奈良物屋三右衛門連名詫状」文政九(本一四七二一五)
- (44) 「越後屋孫右衛門銀子拝借・追増拝借願等」文政八・九(統七二四一三一二〇四)
- (45) 「岡本孫右衛門三右衛門へ申渡覚」文政九(本一四七三一一八)
- (46) 「越後屋孫右衛門奈良物屋三右衛門等歎願書」文政一一(本一四七三一一七)
- (47) 別一三二六、この一綴には、岡本家から京本店支配人中へ提出された文政六年「秋季正勘定書」から同一二年秋季「目録書」まで一二年間の勘定書と、本文でも述べた「借用方印形人名前書」「乍恐奉願口上書」「借用年賦并ニ預り金銀口々書」「越孫借財増減調」など二冊が綴じられている。因みに文政八年秋季の入方分の合計銀一二九貫九四〇匁余

出方合銀一三〇貫七六五匁、差引八二五匁余の不足で、営業成績もそれ程悪い訳ではない。この一綴も含めて、現存する勘定目録全体を示す。

元文五年出入勘定目録（本一四九五―二六―一）

寛延二年勘定書（本一四五六―四―四）

年不肖（勘定調書覚）三ヵ年駄賃調（別五五―一―八）

享和三年目録（本一四六七―一〇）

文化二年目録・勘定（本一四六七―一一）

文政六年秋～同二年秋正勘定書・目録書（別一三二六）

文政一三（天保元）年春秋目録帳・雑用目録帳（本二〇五〇―一～四）

天保二年春～同九年秋目録・金銀請払勘定雑用方目録（本二〇五〇―五～一八、本二〇五二―一・二）

天保一〇年春～弘化元年秋金銀請払勘定雑用方目録（本二〇五二―三～一三、別五七二甲―一）

弘化二年春～嘉永二年秋金銀請払勘定雑用方目録（本二〇五〇―一九～二七、本二〇四四―三三）

明治二年秋金銀請払勘定雑用方目録（本一四七五―一五〇）

明治三年春金銀請払勘定雑用方目録（続四一五―一）

明治三年秋・四年春金銀請払勘定雑用方目録（追七四六―一・二）

以上、文政六年から嘉永二年まで、連続して三〇年間の勘定目録が存在する。なお天保元年以降は、すべて奈良物屋三右衛門名前で作成されている。最初は借金の添付資料として提出されたものが、定期的に京本店に出され、三井側にとってもチェック材料になったと思われる。

(48) 「越後屋孫右衛門奈良物屋三右衛門滞金証文写」文政一（本一四七三―一）

(49) 「御含迄内証密々書」(別一八九五―一三)

- (50) 「越後屋孫右衛門正銀下し直増願書」文政二一(統一一六二六一—三三)
- (51) 「申渡之覚(写)」(続六九三—一〇一—)
- (52) 「越後屋孫右衛門奈良物屋三右衛門転宅につき商躰相勤候願」文政二一(統一一六二六一—二二)
- (53) 「飛脚屋中請負証文のうち」(統一一九八九—一〇〇)
- (54) 「目録帳」文政一二(別一三三二六一—一六)
- (55) 「乍恐奉願口上書」文政一一(別一三三二六一—九)
- (56) (58) 「奈良物屋三右衛門等礼証文写」天保二(別一九〇三—三三)
- (57) 「奈良物屋三右衛門死後名跡につき願書」天保二(統四五六—一九)
- (59) (61) 「奈良物屋三右衛門荷物請負継統願」享保二(本一四六四—一〇〇)
- (60) 「荷物方聴書 三井下シ場」享保く寛政(別一六三三—)
- (62) 「御荷物請合手形」享保五(別一八八〇—一八)

三 天保期以降の二軒越後屋と奈良物屋家(一一代以降)

(一一代以降) 越後屋孫右衛門・奈良物屋三右衛門

天保二年(一八三一)奈良物屋三右衛門が死去した後の三月に、退隠させられた越後屋孫右衛門、店惣代太七、越後屋と奈良物屋両別家宰領惣代から、「両家相統」^①人願が三井京本店宛てに提出された。三右衛門名前人に相当する見寄者がいないとの理由で、本店に下知を仰いでおり、北川十兵衛の奥書もある。

右の願書が提出された頃、本店作成「仕法書」^②が、「奈良三・越孫店中」宛に届いている。両家相統のための詳細且

つ具体的な内容を持ち、「金銀銭出シ入」は三右衛門が担当し、必ず北川氏の印を請ける。帳合役は孫右衛門が受け持つ、手代や幸領たちもそれぞれの役割分担が決められ、「金銀出入之節改請取役」には太七・小右衛門・喜右衛門三人で担当する。帳面の種類、諸払い、勘定日の立会人の位置関係の図面、若い手代・子供の扱い方、幸領への配慮までを記している。仕法書前文に「一統格別之働キヲ以、追々取統キも出来候様子ニ相見江、於店表ニも歛入」とし、「見届役」の北川氏も如才ない働き振りを評価している。

同年五月には、北川十兵衛老衰につき、代わって本店支配退役上原政次郎を後見とする「申渡書」³がだされ、今後上原の指図を受け、帳合向を嚴重に管理するようとの指示があった。天保三・四年の元手金増願や仲間早会所元手金拝借願⁴は、「三右衛門代越後屋孫右衛門」名前に、上原政次郎が加判して提出されている。上原は、京本店勤務、文政五年役頭、同七年組頭、同九年支配となり、天保二年正月退役の経歴をもつ。

天保二年（一八三一）五月、三右衛門跡役として「北川御氏孫恒蔵殿」に、三右衛門名前を預けたいとの口上書⁵が出されている。当時恒蔵は三井店勤務中であり、実際の飛脚業務に携わったかどうかは不明で、文字通り名前預けのみかと思われる。結局孫右衛門が取り仕切るより外なかつたものであろう。ただ上原政次郎が本店宛に出した願書⁶に、奈良物屋三右衛門方も何とか延銀（余り銀）も出来大慶などと認めている。それなりの実績は上げていたものであろう。

文政一年の本店との約束上、業務上の表名前は奈良物屋三右衛門であるため、孫右衛門はあくまで代理を守っていたが、実際は九代孫右衛門の復帰と見て良いであろう。

天保四年（一八三三）三月、越後屋・奈良物屋両家幸領九人、手代二人、千丸屋作右衛門と奈良物屋三右衛門代理越後屋孫右衛門とが連判して、上原政次郎に宛てた願書⁷が出された。現住居では手狭のため、新町旧家に立ち帰り営業したい、については本店によしなに取り次いでほしいとの依頼である。これに対して上原は、すぐに本店役人に許可を求め、

さらに孫右衛門の出入り差止の用捨願⁽⁸⁾まで申し入れてある。四月には新町通二条上ル町の借家に移った。奈良物屋三右衛門は「越後屋孫右衛門方同居、商売向一緒ニ取扱仕⁽⁹⁾」とある。

同年九月の本店宛て詫び状は、順番飛脚仲間のうち、丸屋孫市と井筒屋彦三郎が株式書入により小野店からの八〇〇両借用に、三井本店に許可を得ず、仲間連印の列に加わり捺印したことへの詫び⁽¹⁰⁾である。奥書が村上喜助に代わっている。村上は先の上原政次郎とほぼ同様の経歴で、京本店勤め、文政七年役頭、同一年組頭、天保二年支配、同四年退職である。本店では、支配役で退役した優秀な監督者を送り込むことにより、経営の安定化を図ったものであろう。ただ飛脚仲間連印に加わったことまで、三井本店に許可を求める必要があったものか、奥書には「以後万事御店之差図ヲ請、聊之儀ニ而も一了簡之取計決而為致間敷⁽¹¹⁾」としている。

天保五年（一八三四）一二月の本店宛て願書⁽¹¹⁾は、次の如きものである。引き継いだ多額の借金のうち、特に問題なのが小野店の借金で、何度の無利足願も聞き入れられず、「打金払」のみで五〇年間も元金返済ができないうる。連印証文してくれた判人・町々にも迷惑をかけている。法外な願いながら、両家株式を永代店預けとして元金分を借用したい。村上喜助が奥書に、同様の理由から何とぞ聞き入れられたしと、重ねて依頼している。この顧問格の奥書が功を奏したのか、翌六年に七五〇両の「預り金手形⁽¹²⁾」が本店宛てに送られている。この手形の署名人は、預り主越後屋孫右衛門・奈良物屋三右衛門、証人千丸屋作右衛門・宰領惣代越後屋喜右衛門・奈良物屋次左衛門である。

この奈良物屋三右衛門は北川恒蔵なのであろう。しかし実体のない名前預りだけではない「慥成人」を求めて、天保六年七月奈良物屋三右衛門名跡人の斡旋を本店に依頼した。

本店で相談の結果「相統講大石専次郎浮力同様二付」差し遣わすことになった。八月一三日宅々・両替店・元方等宛ての廻文⁽¹³⁾に、大石専次郎が「岡本孫右衛門方持奈良物屋三右衛門名前」を継ぎ改名したことを触れている。専次郎名前

は甥に相続させ、「新町御池上ル町江変宅」し、同居するとしている。

この時期には、京両替店の「江戸御下シ御用」も請負っていた。「天保七年中迄越後屋孫右衛門相勤」てきたが、東海道宿継費用が平均五割増しになり、損耗が多いため、古銀類下シ賃増銀願が両替店に向け提出されている。再応掛け合いの結果、「正銀下シ賃」一貫目につき七匁を八匁八分、箱風袋は是まで通り八匁五分替¹⁴となった。両替店向けの願書などは、本店に比べ少ない。実際に請負仕事が少ないのか、御用関係の仕事にはトラブルが少なかったのかどちらかであろう。また両替店出入りは、初代孫兵衛から引き続き孫右衛門に限られている。

天保十一年「奈良物屋三右衛門方家法式并改申渡覚¹⁵」は、京本店が作成しており、内容は、荷物書状請取、金銀出入、得意先廻り、届物のほか、商の心得や店手代奉公人の扱いに及び、奉公人を大切に過失なく立身できるように心添えること等が盛り込まれ、さらに精出して働いたために花見・納涼・顔見世料を、宰領には煙草料を「乍聊取計」とある。天保期は、三井店との比較的良好な関係が保たれた時期といえるであろう。

弘化以後〜明治八年（一八四四〜七五）

乍憚口上書を以奉願上候

一越後屋孫右衛門方名前入、此度橋井利兵衛殿倅豊太郎殿江御願申上候処、御聞濟被成下難有奉存候、然ルに町内死後讓仕候者も無御座、当惑仕候、何共奉恐入候御願ニ御座候得共、何卒八郎右衛門様江死後讓りニ御成被下候ハ、跡々連も万端都合宜鋪奉存候、此段御願申上度奉存候、宜敷被仰上被下候様御執成之程、偏ニ奉希上候、以上

天保十五年辰二月

村上喜助印

右の一札から、九代（二一代）孫右衛門が没したことが想像され、その跡式に橋井豊太郎の相続が決まった。相続する際、死後譲り人を決定しておく必要があったものであろうか。これ以後代が替わることに、死後譲りを主家三井八郎右衛門に依頼しているので、家屋敷を譲るべき人の決まっていることが、町にとって必要であったものであろう。橋井豊太郎は、越後屋孫右衛門の実質的後継者と考えられるが、実際の業務にどれ程関わったものか、この後の史料から具体的な姿は見えてこない。橋井家は、初代が三井京本店元々まで勤めた家であり、その後も三井店重役を出している。豊太郎は、嘉永四年（一八五二）一〇月付の京本店宛「中年拾ヶ年之間手代御奉公」請状⁽¹⁷⁾があり、飛脚問屋越後屋の経営に携わる一方で三井の御店奉公も同時に行ったものであろう。

その後の弘化・嘉永年間には、本店荷物方宛駄賃増願、借入金一〇〇〇兩の延納願、濡荷弁償用捨願、白子荷物紛失金年賦願、荷物延着託状、礼証文等⁽¹⁸⁾が出されている。その差出名は、表名前奈良物屋三右衛門が多いが、村上喜助・大石三右衛門兩名の場合もある。捺印は、「奈良三」「大石」のほか「越奈」印もあり、越後屋と奈良物屋の頭一字づつをとった合体印で、先にも記したが、二軒合わせて実質は一軒と見なされていたようである。依然として両替店関係は、越後屋孫右衛門名前のみである。

ところで、文化三年上島家に売却した新町通の家屋敷を、持ち主の上島く⁽¹⁹⁾が沽券状三通と共に越後屋孫右衛門へ永代譲り渡すこととなった。売却から四〇数年経た嘉永四年（一八五二）一月に、元の持ち主に戻ったのである。買戻りだけの資力があつたものであろう。この時も三井八郎右衛門への死後譲り願が、大石三右衛門と田中嘉右衛門名前⁽²⁰⁾で、本店宛てに出されている。田中家は初代嘉右衛門が天明七年京本店加判名代役を勤めあげ、明治四年に相続講にも

加入している家である。後見役を果たしてきた村上喜助の跡役として、本店を通して派遣されたと思われる。交替の年月等わかる史料はない。田中嘉右衛門は、これまでの後見あるいは監督者というより、飛脚問屋の店名前を守るための継承者予備人員として派遣されたように思える。

安政年間に入ると、地震や風雨による道中荒廃、宿々困窮が増し、延着²¹が通常化し、本来早便りの「五日限」から「本十日限」まで、実質は三〜九日の延着が日常的に行われていた状態であった。

安政五年（一八五八）には、越後屋孫右衛門こと橋井豊太郎が死去し、跡名前人を本店に依頼したところ、「田中嘉右衛門江被仰付」た。その礼と孫右衛門名義家屋敷の死後譲り願書²²が、本店宛てに田中嘉右衛門と脇坂十右衛門名で提出されている。後者脇坂十右衛門は先祖が本店退役後別家として本店に出入りがあり、享保期から代々十右衛門を名乗って相続してきた家である。脇坂も本店から派遣された継承者予備の一人であろう。

越後屋孫右衛門を継いだ田中嘉右衛門は、翌六年七月に没し、その跡名前を脇坂十右衛門²³が継いだ。前同様死後譲り願書を脇坂十右衛門名前で本店に提出している。この少し後に、再び田中嘉右衛門名前が登場する。亡くなった田中と同名の後継者は五代目となるはずであるが、「西京相統講中履歴一綴」²⁴によると、「五代目養子嘉右衛門明治十一年大坂銀行江雇勤」とあり、同一人とも判断できないが、脇坂と同じように予備人員として本店を通して派遣されたものである。

文久年間及びその以後も、荷物不着託状、道中筋駄賃割増願が本店に、両替店にも越後屋孫右衛門名前で割増願²⁵が出されている。

慶応三年（一八六七）一〇月付の金方取引通表不納銀付替願²⁶には、奈良物屋三右衛門、脇坂十右衛門、田中嘉右衛門の署名があり、奈良三は捺印なし、脇坂は店共用印、田中は田中印が押されている。この時の奈良三が、大石であるか、

のち三右衛門を名乗る水谷であるかは判断できない。

明治三年（一八七〇）正月には、京都の仲間中からの預かり金（慶応三年秋よりの仕建状元払金）一二〇〇両を、脇坂十右衛門が引負っていたことが露見した。仲間は、越後屋孫右衛門が三井「御本店御支配下二付御預」けたので、今さら弁解されても聞けない、と詰め寄る。脇坂にはどう工面をつけても、この大金は調わず、一二〇〇両借用願²⁷が三井京本店に出されている。脇坂十右衛門の署名が、消え入るような小字で書かれ、明治元・二年二季づつの諸払い等家計勘定や小遣表も添付されている。

右の引負い事件の後、明治三年五月に脇坂は眼病を理由に退身し、越後屋孫右衛門名前は田中嘉右衛門が継いだ。これまで同様家屋敷は、主家三井八郎右衛門への死後譲り²⁸として出され、その差出人は小林佐七と田中嘉右衛門（二代目）である。「譲状」²⁹は、町年寄宛て二通、京都府宛てに一通提出されている。

この明治三年の家内人数を目録³⁰から示すこととする。春季○内は秋季を示す。定詰二（二）人、手代八（七）人、子供三（二）人、下男二（二）人、幸領一で、合計二六（二三）人である。別の史料では得意先凡三百軒斗、家内人数割田中嘉右衛門を含め一四人としているものもある。右の目録の提出日付は明治四年五月であるが、四年になると定詰一人・手代三人・幸領雇一人計五人と極端に店人数が減り、切り詰めている様子が窺える。近代郵便制度の始まるこの時期、飛脚問屋も近代化の波に翻弄され、営業を縮小せざるを得なかったものであろう。

脇坂から孫右衛門を引継いだ田中嘉右衛門は、半年程で病に罹り、退身願³¹が三井呉服店に出された。跡は明治二年支配役で退役し、改めて店限り支配格として三井呉服店に再雇用されていた小林佐七に託された。明治四年二月小林孫右衛門の誕生である。先に記した目録の署名は、明治四年五月が水谷三右衛門・小林佐七・田中孫右衛門・改め人「懸り」浅井新十郎であり、同八月は水谷三右衛門・小林孫右衛門・改め人「掛り」浅井文右衛門と改名されている。この

三井店出入りの二軒の飛脚問屋について（嶋田）

表 半季元手金見継状況

年月	事項	要求額	実行額	備考
元文 4. 3.			25 貫目	岡本嘉七請負手形
寛保元. 4.	是迄通り	25 貫	25 貫	
安永 2. 8.		300 両	300 両	
天明 8. 6.	追加	150 両	300 両	元手金見継継続願
寛政元. 閏 6.		700 両	700 両	借財高 123 貫 500 匁
寛政 4. 11.			700 両	
文化元. 11.			700 両	向う 3 年仕送り継続願
文化 5. 6.	臨時追加	300 両	600 両	
文化 9. 1.	追加	400 両	700 両	3ヶ年見継願
文化 12. 1.		1 000 両	1 000 両	3ヶ年見継願
文化 15. 1.		1 000 両	1 000 両	別に 500 両借用
文政 5. 4.	追加	200 両 150 両	700 両？	
文政 6. 9.		1 000 両	700 両？	別に 500 両借用
文政 7. 5.	追加	300 両	都合 1 000 両	増額願
文政 8. 10.	増額	300 両	1 000 両	増額願
文政 9. 4.		1 200 両	1 000 両	別に 500 両預り証文
文政 12. 5.	追加	450 両	？	追増願
天保 3. 6.	追増	350 両	？	
嘉永元. 12.		900 両	？	

出所) 本文中の願書等より選択して作成。

奈良物屋三右衛門を継いだ水谷は、経歴や相続年月日も不明である。

明治三年一月二八日付の東京第一定飛脚会社が、金一万両の手形入状一通を幸便正六日限で請負った証文³²⁾がある。宛先は「三井様両替御店御支配人中様」とあり、署名者は屋号ではなく姓名を記し捺印している。左に記す。

岡本孫右衛門（越後屋） 吉村甚三郎（和泉屋）
高橋庄次郎（大黒屋） 堀尾新三郎（江戸屋）
水谷三右衛門（奈良物屋）（印省略）（内は筆者の注記）

右五人名前で、従来越後屋孫右衛門が請負ってきた業務を、仲間一統合併して一会社に纏めたので、今後は会社が請負うとの差入一札も³³⁾両替店に提出されている。右の両替店は京都であり、会社名の東京も東京向けの意で京都店である。吉村甚三郎は、東京の吉村甚兵衛と関係する者であろう。また孫右衛門は小林ではなく初代の姓岡本を名乗り、奈良物屋は水谷を名乗っている。

る。

一般には明治五年六月設立とされている陸運元会社であるが、同八年小林孫右衛門が三越店に提出した願書³⁴⁾には、「去ル明治六年酉九月定飛脚株主御廃止、陸運元会社と相改」とある。この願書も割当られた資本金積立用の借金をめぐり、三越店との遣り取りがあり、五〇〇円の規定出金のうち一五〇円を借用し、その返済は運輸一般不容易な時期にあたり、精算出来ずにいる。濡れ荷物・品物紛失もあり、その返済は三越店よりの季々の運賃金によって八年三月には皆済に至った、などの経過が説明されている。この明治八年の願書が最後の記録で、以後のものは残っていない。

以上越後屋孫兵衛・孫右衛門家と奈良物屋三右衛門家の流れを、延宝期から明治初期まで追ってきた。この流れの中で記した元手金について、要求額と実際の支払額を参考のため前頁に表にしておく。

- (1) 「越後屋孫右衛門等願書」天保二(統四五六一―一九)
- (2) 「仕法書」天保二(別一九〇三―二)
- (3) 「申渡書」天保二(統六九三―一〇―二)
- (4) 統四五六一―一・一二等
- (5) 「奈良物屋三右衛門相続人願」天保二(統四五六一―一七)
- (6) 「上原政次郎願書」天保四(統四五六一―一五)
- (7) 「奈良物屋三右衛門代越後屋孫右衛門等願書」天保四(統四五六一―一四)
- (8) 前掲、統四五六一―一五
- (9) 「飛脚屋中請負証文の内」文化三(弘化元(統一九八九―一〇―二))
- (10) 「越後屋孫右衛門託証文」天保四(統七二七―一八)

- (11) 「越後屋孫右衛門銀子借用願」天保五（統七二七―二〇）
- (12) 「越後屋孫右衛門奈良物屋三右衛門預り金証文」天保六（本一四八三―三三）
- (13) 「永書 十三番」天保六〇八（本一三五甲）
- (14) 「江戸表へ銀座古銀類御下シ賃銀割増願」天保八（統一九八九―九）
- (15) 「奈良物屋三右衛門方家式并改申渡覚」天保一一（統一八五一）
- (16) 「越後屋孫右衛門名前前橋井悴豊太郎相勤死去後八郎右衛門様へ願度一札」弘化元（統五四六―一五）
統三三一―一の内
- (17) 続七二〇―一九、続五八八―五、続五九〇―一五一―、続二九五―九、続四八六―三
- (18) 「覚」嘉永四（統七三二―二）
- (19) 「越後屋孫右衛門持家八郎右衛門様江死後御讓請願」嘉永四（統七三二―二）
- (20) 「奈良物屋三右衛門荷物日限ニ付願書」安政五（本一四九四―二一―三）
- (21) 「越後屋孫右衛門名前所持家屋敷死後讓願」安政五（統五二三―一九）
- (22) 「脇坂十右衛門死後名前讓替願」安政六（統四八八―一―三）
- (23) 「西京相統講中履歴一綴」明治一五（別二五七〇）
- (24) 本一四九二―一〇―七、統七四五―五、統一五五四―一―一
- (25) 「奈良物屋三右衛門等願書」慶応三（統四九五―一―三〇）
- (26) 「脇坂孫右衛門引負金ニ関スル願書」明治三（本一四七七―一―一）
- (27) 「脇坂孫右衛門名前讓替ニ付地所名前ニ関スル願」明治三（本一四五二―四―一）
- (28) 「讓状之事」明治三（統一四〇―一〇―一）
- (29) 前掲、統四一五―一、追七四六―一・二
- (30) 前掲、統四一五―一、追七四六―一・二

(31) 「御伺(越後屋孫右衛門名前讓替)」明治四(本一四五七―三〇)

(32) 「請負証文」四通「明治三・四(統一六二六―二)」

(33) 「飛脚仲間合併二付差入一札」東京定飛脚会社 明治三(統一六二六―一)

(34) 「小林孫右衛門願書」明治八(本一四五二―三六)

おわりに

京都の順番飛脚問屋越後屋孫兵衛・孫右衛門及び奈良物屋三右衛門と、京三井店との関係を縷々述べてきたが、ここで総括する。

越後屋孫兵衛と三井店の関係として、まず出自は、越後屋という屋号、暖簾等からみて三井店の手代別家であると考えられる。つぎにその関係のありかたとして特徴的なものは、三井店からの資金助成と相続人の斡旋、決定があるが、これは三井店では手代別家との関係としては特殊なものではない。しかし度重なる資金援助と、監督者(三井本店支配退職者)の派遣、さらに名前預人及び後継相続人の三井手代別家からの選任と決定、経営面では「仕法書」「申渡書」等による具体的な経営介入は、通常の別家店との関係を越えた特殊なものと考えられる。

奈良物屋三右衛門は、もともと三井店とは奉公人関係等なかった家である。それが越後屋孫兵衛家と縁戚関係をもつことにより、三井店との関係において越後屋孫兵衛と共同で仕事を請負う形が生じた。ここに三井店と越後屋孫兵衛・奈良物屋三右衛門との間に複合化した関係が出来上がった。

その複雑な関係は、幕末期の三井内部の者にも分かりにくいものであったようである。

安政二年に一三歳で京本店に奉公した泉常三郎は、後年の「聴書」⁽¹⁾で次のように述べている。「あれ（越孫）は本店の荷物運送方をやって居ったもので、奈良物屋三右衛門と全く同じものであります。世間では奈良物屋と称して居るが、此方の店では越後屋と称して居った。名前も違つては居りますけれども、人が二人あるでもない、店が二つあるでもない、全く同一のものであります。」

越後屋孫兵衛・奈良物屋三右衛門両家が同居するようになったのは、正確なことは言えないが、六代孫兵衛が家出した後新町二条上ル町の屋敷を売却し、その屋敷を借用した文化三年以降であろう。一時文政期の終わりに別れて暮らしたことはあったが、概ね同住所同居であった。「店が二つあるでもない」というのは当たっていることになる。「越奈」という二者合体したような印のあることも、その証左であろう。ただ「人が二人あるでもない」というのは、泉常三郎の誤解で、明治まで二家は存続した。ある時期から両替店は越孫、本店は奈良三との責任分担ができていた可能性もある。文政一三年以降本店への提出物や勘定目録の署名は、表名前の奈良物屋三右衛門となっている。また本店の荷物運送方をやっていたというのも、一部は当たっているが、実際には両替店の金銀輸送も大きな部分を占めていた。

このように三井店からみれば、丸抱え同様の関係にありながら、それぞれ飛脚株式を持ち、独立した京都の順番飛脚問屋として長期的に存続した。三井の場合、経営破綻を来した別家店は、株式等を預かつて休業させ、後に手代別家中に適當する相続人を配する事例は度々あった。越孫家は、何度もの経営危機に直面しながらこのような休業にも至らず、長期にわたつて存続したことは、三井の別家制度の中でも特殊な例であつたと考えられる。

長期的に關係を保ち続けた点を、三井店の経営上の観点からみると、三都に呉服・両替の店があり、幕府御用も勤めていた三井店にとって、信用のできる飛脚問屋は必要不可欠といつても過言ではない。契約の年限に確実に金銀・荷物・信書等が、安価に届けば良いのであつて、経営に支障のおきないことが、何にも増して必要であつた。信用できて

無理のいえる店を配下に抱えることよって、「商事差支」えることが避けられることが大きな要因ではなかったろうか。また飛脚賃金を低廉に出来たかどうかという面では、飛脚仲間中で決定した飛脚賃金より「格別之義」として他より安く請負っている場合が少なくない（強制された場合もある）。

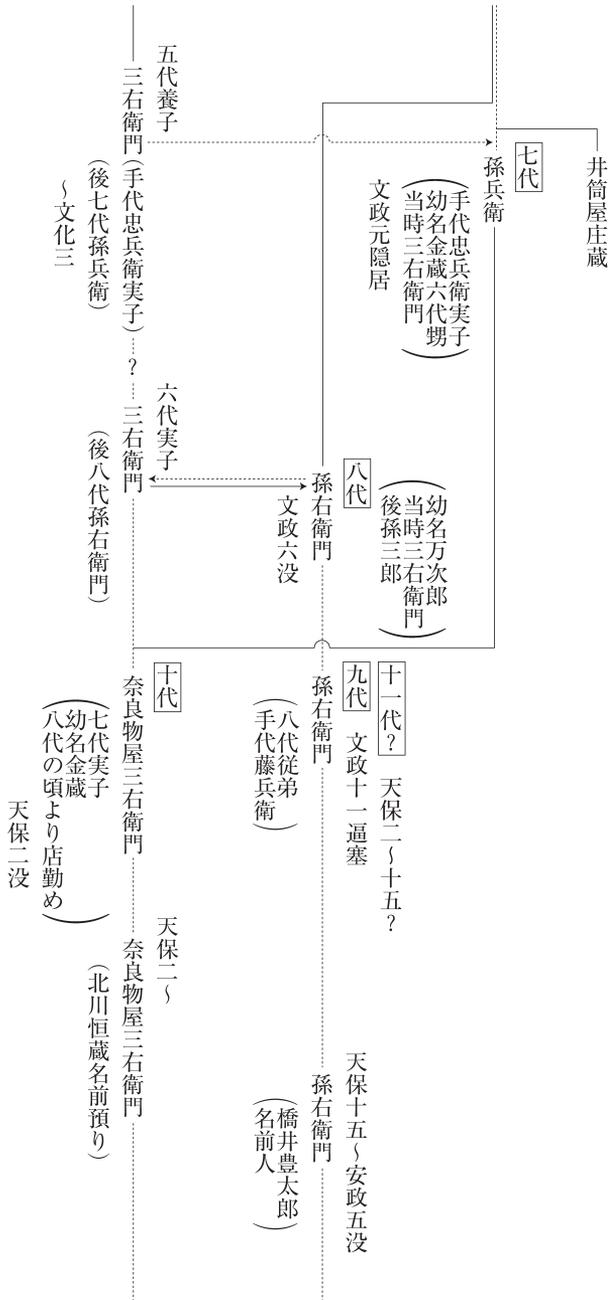
一方頻発した資金援助も、半季元手見継金は、当時の慣習である節季支払い分を事前に事業資金として貸し付けるのであり、回収は比較的確實に行われていた。元文五年春季を例にとると、総収入一六三貫目弱、総支出一六五貫目強、うち本店駄賃高六三貫弱で、総収入の四〇%弱に当たる。たとえ一〇〇〇両の元手金を見継いでも相殺できる額であることからみれば、三井店にとつて必ずしも負担が過大であつたわけではないといえるのではなからうか。

経営面以外の存続理由のなかには、家祖三井高利の取立てた別家であり、越後屋の屋号と暖簾を安易に潰すことはできないという意識が働いたことも否めない。また一度潰すと再興は不可能との認識をもっていたようでもある。一軒の飛脚問屋には家族を始め、番頭手代・子供・別家宰領等常に一六人から二三人を抱え、その生活面での配慮もしたようで、かなり情動的な側面が働いたことも否定できないと考える。

なお、経営上における関係評価は、会計帳簿の分析が必要であるが、今回はそこまで及ばず、今後の課題である。以上、越後屋孫兵衛・孫右衛門家と奈良物屋三右衛門家の相続の経緯を中心に、三井店との関係を辿ってみた。飛脚問屋が、呉服問屋との関係において特殊なあり方で存在した例として、今後の飛脚研究の一助になれば幸いである。

(1) 『三井文庫論叢』第二六号 京都・大坂越後屋勤仕者等談話要領一六三頁

(2) 「出入勘定目録」元文五（本一四九五―二六一）



安政五～六没

田中孫右衛門

（田中嘉右衛門）

安政六～明治三

脇坂孫右衛門

（脇坂十右衛門）

明治三～四没

田中孫右衛門

（二代目田中嘉右衛門）

明治四～

小林孫右衛門

（小林左七）

天保六～

大石三右衛門

（大石専次郎）

明治三以前？

水谷三右衛門

（水谷？）